

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 61 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章・第 2 章 [略]	第 1 章・第 2 章 [略]
第 3 章 出先機関	第 3 章 出先機関
第 1 節 [略]	第 1 節 [略]
第 2 節 <u>地方振興局</u>	第 2 節 <u>広域振興局等</u>
第 1 款 名称、位置及び所管区域（第 20 条・第 21 条）	第 1 款 名称、位置及び所管区域（第 20 条）
	第 2 款 <u>広域振興局</u>
	第 1 目 部等及びその分掌事務（第 20 条の 2－第 20 条の 9）
	第 2 目 <u>総合支局</u> （第 20 条の 10－第 20 条の 15）
	第 3 目 <u>工業技術集積支援センター</u> （第 20 条の 16）
	第 3 款 <u>地方振興局</u>
	第 1 目 部等及びその分掌事務（第 21 条－第 32 条）
	第 2 目 林務事務所（第 33 条・第 34 条）
	第 3 目 土木事務所（第 35 条－第 38 条）
	第 3 節 <u>広域振興局等以外</u> の出先機関
	第 1 款～第 5 款 [略]
	第 6 款 総務部に属する出先機関（第 82 条－第 90 条）
	第 4 節 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第 91 条）
	第 3 章の 2～第 5 章 [略]
附則	附則
（庁議）	（庁議）
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2 庁議は、知事、副知事、出納長並びに次条に定める部局等の長をもって構成する。	2 庁議は、知事、副知事、 <u>出納長及び企画理事</u> 並びに次条に定める部局等の長をもって構成する。
（総合政策室の分課及びその分掌事務）	（総合政策室の分課及びその分掌事務）
第 6 条 [略]	第 6 条 [略]
2 政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]
政策担当の分掌事務	政策担当の分掌事務
[略]	[略]
	<u>IMS 推進担当の分掌事務</u>
	<u>（1）総合政策室内のいわてマネジメントシステム（以下「IMS」という。）の推進その他行政品質の向上に関すること。</u>
2 [略]	2 [略]
3 経営評価課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 経営評価課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]

出資等法人改革担当の分掌事務

[略]

地方振興局再編担当の分掌事務

(1) 地方振興局の再編に関すること。

(2) 市町村への権限移譲に関すること。

4 調査統計課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

調査担当の分掌事務

(1) 調査統計に関すること（他の室又は課若しくは総合雇用対策局（以下「他課等」という。）の主管に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

[略]

5 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

広聴広報担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

[略]

6 [略]

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 地域振興部に次の室及び課を置く。

(1)・(2) [略]

(3) 文化国際課

(4) 複合施設整備課

(5) I T推進課

2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) 部及び地方振興局の総括に関すること。

(2) [略]

(3) 地方振興局（他部等の主管に属するものを除く。）に関すること。

(4) [略]

(5) 部内他課の主管に属しないこと。

企画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 過疎地域及び特定地域の振興施策に関すること。

(4)・(5) [略]

(6) 地域活性化事業調整費に関すること。

(7) 市町村総合補助金に関すること。

(8) [略]

(9) 県北沿岸地域等の振興に関すること。

(10) リゾート地域整備の企画及び調整に関すること。

(11) [略]

(12) 社会貢献活動の促進の総括に関すること。

(13) [略]

出資等法人改革担当の分掌事務

[略]

4 調査統計課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

調査担当の分掌事務

(1) 調査統計に関すること（他の室、課又は所若しくは総合雇用対策局（以下「他課等」という。）の主管に属するものを除く。）。

(2)～(5) [略]

[略]

5 広聴広報課の分掌事務は、次のとおりとする。

広聴広報担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 公益通報者の保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

[略]

6 [略]

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 地域振興部に次の室及び課を置く。

(1)・(2) [略]

(3) N P O・国際課

(4) I T推進課

(5) 地域振興支援室

2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) 部並びに広域振興局及び地方振興局（以下「広域振興局等」という。）の総括に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 部内他課等の主管に属しないこと。

企画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 過疎地域の振興施策に関すること。

(4)・(5) [略]

(6) [略]

(7) リゾート地域整備に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(14) 特定非営利活動法人に関すること。

(15) 社会貢献活動支援審議会に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立国際交流プラザの管理に関すること（文化国際課の主管に属するものを除く。）。

交通担当の分掌事務

[略]

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 市町村の境界、名称及び地域の変更に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

財政担当の分掌事務

[略]

市町村合併担当の分掌事務

(1) 市町村の廃置分合に関すること。

(2) 市町村合併推進審議会に関すること。

4 文化国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 余暇に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) 岩手県立国際交流プラザの管理に関すること。

5 複合施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

盛岡駅西口複合施設の整備に関すること。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

交通担当の分掌事務

[略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関する
こと。

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政・市町村合併担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 市町村の廃置分合並びに境界、名称及び地域の変更に関すること。

(3) 市町村合併推進審議会に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

財政担当の分掌事務

[略]

4 N P O ・ 国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 社会貢献活動の促進の総括に関すること。

(2) 特定非営利活動法人に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) いわて県民情報交流センターの運営に関すること。

(8) いわて県民活動交流センターの管理に関すること。

(9) 社会貢献活動支援審議会に関すること。

6 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他課等の主管に属しないこと。

[略]

食の安全安心・消費生活担当の分掌事務

[略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 公衆衛生修学生に関すること。

(5) [略]

(6) 大規模年金保養基地に関すること。

(7) 少子・高齢化対策に関すること。

(8) ひとにやさしいまちづくりに関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(9) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松寿荘、岩手県立好地荘、岩手県立松山荘、岩手県立中山の園、岩手県立松風園、岩手県立みたけの園、岩手県立やさわの園、岩手県立和光学園、岩手県立みたけ学園、岩手県立たばしね学園、岩手県立点字図書館、いわて子どもの森、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手及び岩手県立社会福祉研修所の管理に関すること(企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。)。

(4) [略]

5 [略]

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の振興に関すること。

広域振興局等支援担当の分掌事務

(1) 広域振興局等に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(2) 地域活性化事業調整費に関すること。

(3) 市町村総合補助金に関すること。

権限移譲推進担当の分掌事務

(1) 市町村への権限移譲に関すること。

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他室課の主管に属しないこと。

[略]

食の安全安心・消費生活担当の分掌事務

[略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関する
こと。

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

企画担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立視聴覚障害者情報センター、いわて子どもの森、岩手県立福祉の里センター、ふれあいランド岩手及び岩手県立社会福祉研修所の管理に関すること(企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。)。

(4) [略]

3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国保担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

4 [略]

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 人権啓発に関すること。

(6) 生活保護に関すること。

(7) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(8) 生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) 社会福祉事業の指導監督に関すること(他課等の
主管に属するものを除く。)。

(14) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団への社会福祉施設等の管理の委託に関すること。

(15) 岩手県立好地荘、岩手県立松山荘及び岩手県立福祉の里センターの管理に関すること。

監査指導担当の分掌事務

(1) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体の監査指導に関すること。

IMS推進担当の分掌事務

(1) 部内のIMSの推進その他行政品質の向上に関する
こと。

3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国保担当の分掌事務

(1)～(8) [略]

(9) 老人医療に関すること。

4 [略]

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

生活福祉担当及び指導生保担当の分掌事務

(1) 社会福祉事業の指導監督に関すること(他課等の
主管に属するものを除く。)。

生活福祉担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に関する
こと。

(10) 岩手県立福祉の里センターの管理に関する
こと。

指導生保担当の分掌事務

(1) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体の監査
指導に関すること。

(2) ひとにやさしいまちづくりに関すること(他課等
の主管に属するものを除く。)。

(3) 人権啓発に関すること。

(4) 生活保護に関すること。

(5) 行旅病人及び行旅死亡人に関する
こと。

(6) 生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉
法人その他の社会福祉事業団体に関する
こと。

(7) 岩手県立松山荘の管理に関する
こと。

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

介護福祉担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 岩手県立松寿荘の管理に関すること。

(3) [略]

7 障害保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

療育精神担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 岩手県立中山の園、岩手県立松風園、岩手県立みたけの園、岩手県立やさわの園、岩手県立みたけ学園及び岩手県立たばしね学園の管理に関すること。

(9) [略]

障害福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 岩手県立点字図書館及びふれあいランド岩手の管理に関すること。

(5) 障害者施策推進協議会に関すること。

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

保育母子保健担当の分掌事務

(1) 保育士に関すること。

(2) 母子保健及び母体保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 身体障害児童の育成医療に関すること。

(4) 結核児童の療育医療に関すること。

(5) 保育士試験委員に関すること。

健全育成担当の分掌事務

(1) 児童の福祉に関すること（障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(2) 児童及び母子に係る社会福祉事業の指導監督に関すること（障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(3) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること（地域福祉課及び障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(4) [略]

(5) 児童手当に関すること（人事課の主管に属するものを除く。）。

(6) [略]

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

介護福祉担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

7 障害保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

療育精神担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 発達障害者の支援に関すること。

(9) [略]

障害福祉担当の分掌事務

(1)～(3) [略]

(4) 岩手県立視聴覚障害者情報センター及びふれあいランド岩手の管理に関すること。

(5) 障害者施策推進協議会及び障害者介護給付費等不服審査会に関すること。

8 児童家庭課の分掌事務は、次のとおりとする。

健全育成担当及び少子化担当の分掌事務

(1) 児童の福祉に関すること（障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(2) 児童に係る社会福祉事業の指導監督に関すること（障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(3) 児童に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること（地域福祉課及び障害保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

健全育成担当の分掌事務

(1) 母子に係る社会福祉事業の指導監督に関すること。

(2) 母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。

(3) [略]

(4) [略]

(7) [略]

(8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。

(9) 岩手県立和光学園及びいわて子どもの森の管理に関すること。

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 岩手産業文化センターの管理に関すること (観光経済交流課の主管に属するものを除く。)。

(4) シンガポール事務所、工業技術センター、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

3 産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

金融経営担当及び新産業・技術担当の分掌事務

[略]

新産業・技術担当の分掌事務

[略]

4 [略]

(5) [略]

(6) 児童扶養手当に関すること。

(7) いわて子どもの森の管理に関すること。

少子化担当の分掌事務

(1) 少子化対策に関すること。

(2) 保育士に関すること。

(3) 母子保健及び母体保護に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

(4) 身体障害児童の育成医療に関すること。

(5) 結核児童の療育医療に関すること。

(6) 保育士試験委員に関すること。

(7) 児童手当に関すること (人事課の主管に属するものを除く。)。

(8) 特別児童扶養手当に関すること。

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) シンガポール事務所、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4) 地方独立行政法人工業技術センターに関すること。

計量担当の分掌事務

(1) 特定計量器の定期検査及び検定、車輛等装置用計量器の装置検査並びに基準器検査に関すること。

(2) 計量検定に係る報告の徴収、立入検査等に関すること。

(3) 適正な計量の実施に関すること。

食産業担当の分掌事務

(1) 食産業の振興に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3 産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

金融経営担当及び産業創出担当の分掌事務

[略]

産業創出担当の分掌事務

[略]

4 [略]

5 観光経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 旅行業及び通訳案内業に関すること。

(4)～(7) [略]

[略]

6・7 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第11条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)～(10) [略]

(11) 緑化推進課

(12)～(14) [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県立水産科学館の管理に関すること。

(4) [略]

[略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) いわてマネジメントシステムの推進に関すること。

3・4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営体育成担当の分掌事務

(1) 農業行政の企画及び調整に関すること。

(2) 農業構造政策に関すること。

(3) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 農政審議会に関すること。

農地・交流担当の分掌事務

[略]

6～10 [略]

5 観光経済交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 旅行業及び通訳案内士に関すること。

(4)～(7) [略]

[略]

6・7 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第11条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)～(10) [略]

(11) 森林整備課

(12)～(14) [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

[略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3・4 [略]

5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

担い手対策担当の分掌事務

(1) 農業行政の企画及び調整に関すること。

(2) 農業構造政策に関すること。

(3) 農業経営基盤の強化の促進に関すること。

(4) 農政審議会に関すること。

地域農業振興担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 岩手県農業公社に関すること。

農地・交流担当の分掌事務

[略]

6～10 [略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

林産担当の分掌事務

(1) 木材の生産、加工及び利用に関すること。

(2) [略]

林業担当の分掌事務

(1) 林業行政の企画及び調整に関すること。

(2) 林業普及指導に関すること。

(3) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。

(4) 入会林野等の整備に関すること。

(5) 林業労働力対策に関すること。

(6) 森林審議会に関すること。

[略]

12 緑化推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

緑化育成担当の分掌事務

(1) 森林の整備に関すること(県有林担当の主管に属するものを除く。)。

(2) 緑化の推進に関すること(県有林担当の主管に属するものを除く。)。

(3)～(8) [略]

県有林担当の分掌事務

(1) 県有林の造成、管理及び処分に関すること。

(2) 森林公園に関すること(自然保護課の主管に属するものを除く。)。

13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画・保全担当の分掌事務

(1) 森林の保全に関すること(保安林・治山担当の主管に属するものを除く。)。

(2) 森林計画制度に関すること。

(3) 地域管理経営計画に関すること。

(4) 森林施業のための土地の使用等に関すること。

(5) 森林における開発行為に関すること。

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

振興担当の分掌事務

(1) 林業行政の企画及び調整に関すること。

(2) いわての森林づくり県民税による森林環境保全施策に関すること。

(3) [略]

(4) 森林審議会に関すること。

林業担当の分掌事務

(1) 木材の生産、加工及び利用に関すること。

(2) 強い林業・木材産業づくり交付金事業に関すること。

[略]

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画担当の分掌事務

(1) 森林計画制度に関すること。

(2) 地域管理経営計画に関すること。

(3) 森林施業のための土地の使用等に関すること。

(4) 林業普及指導の企画に関すること。

(5) 入会林野等の整備に関すること。

(6) 林業労働力対策に関すること。

整備担当の分掌事務

(1) 森林の整備に関すること。

(2) 緑化の推進に関すること。

(3)～(8) [略]

(9) 岩手県立緑化センターの管理に関すること(林業技術センターの主管に属するものを除く。)。

13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

保安林・治山担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]

14 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

漁業調整担当の分掌事務

- (1)～(12) [略]

(13) [略]

15 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

- (1)～(4)

用地担当の分掌事務

- (1) 公有地の拡大の推進に関すること（地域企画室及び市町村課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高速自動車国道用地に係る受託業務に関すること。

保全・治山担当の分掌事務

- (1) 森林の保全に関すること。
- (2) [略]
- (3) 森林における開発行為に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]

県有林担当の分掌事務

- (1) 県有林の造成、管理及び処分に関すること。
- (2) 森林公園の管理に関すること（自然保護課の主管に属するものを除く。）。

林業公社担当の分掌事務

- (1) 県有林事業及び林業公社の経営改善に関すること。

14 水産振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

漁業調整担当の分掌事務

- (1)～(12) [略]

(13) 岩手県立水産科学館の管理に関すること。

(14) [略]

15 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

- (1)～(4)

(5) 公有地の拡大の推進に関すること（地域企画室及び市町村課の主管に属するものを除く。）。

(6) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) 高速自動車国道用地に係る受託業務の総括に関すること。

(8) 土地収用の事業認定その他の手続及び処分に関すること。

(9) 土木事業の執行に伴う損失補償に関すること。

(10) 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の先行取得に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(11) 事業認定審議会に関すること。

(12) 収用委員会に関すること。

(4) 土地収用の事業認定その他の手続及び処分に関する
こと。

(5) 土木事業の執行に伴う損失補償に関する
こと。

(6) 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益の
ために取得する必要がある土地の先行取得に関する
こと
(他課等の主管に属するものを除く。)

(7) 事業認定審議会に関する
こと。

(8) 収用委員会に関する
こと。

3～8 [略]

9 下水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

[略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 地方住宅供給公社に関する
こと。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

営繕担当の分掌事務

[略]

11 港湾空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

港湾担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 港湾区域に係る海岸の改良及び維持管理に関する
こと。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 総務部に次の室及び課を置く。

(1)～(6) [略]

IMS推進担当の分掌事務

(1) 部内のIMSの推進その他行政品質の向上に関する
こと。

3～8 [略]

9 下水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 汚水処理施設の維持管理に係る助言に関する
こと。

(4) [略]

[略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

住宅担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

[略]

営繕担当の分掌事務

[略]

住宅供給公社担当の分掌事務

(1) 地方住宅供給公社に関する
こと。

11 港湾空港課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

港湾担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 総務部に次の室、課及び所(以下この条において「室
課等」という。)を置く。

(1)～(6) [略]

(7) 総務事務センター

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)～(4) [略]
- (5) 東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所、福岡事務所、職員診療所及び消防学校に関すること。
- (6) [略]
- (7) 部内各課等の連絡に関すること。
- (8) 部内他課等の主管に属しないこと。
[略]

3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

人財組織改革担当の分掌事務

- (1) 職員の任免に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (3) 県営企業に勤務する主要な職員の任免の同意に関すること。
- (4) 叙位、叙勲及び褒章（他課等の主管に属するものを除く。）並びに知事表彰に関すること。
- (5) 人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (6) 行政考査に関すること。
- (7) 職員の能力開発に関すること。
- (8) 行政組織に関すること。
- (9) 定数及び職制に関すること。
- (10) 事務の委任、専決及び代決に関すること。

給与職員福祉担当の分掌事務

- (1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (2) 職員団体及び労働組合に関すること。
- (3) 公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関すること。

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)～(4) [略]
- (5) 東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び消防学校に関すること。
- (6) [略]
- (7) 部内各室課等の連絡に関すること。
- (8) 部内他室課等の主管に属しないこと。
[略]

I M S 推進担当の分掌事務

- (1) 部内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3 人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

人財給与担当の分掌事務

- (1) 職員の任免に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 分限、懲戒及び服務に関すること。
- (3) 県営企業に勤務する主要な職員の任免の同意に関すること。
- (4) 叙位、叙勲及び褒章（他課等の主管に属するものを除く。）並びに知事表彰に関すること。
- (5) 人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (6) 行政考査に関すること。
- (7) 職員の能力開発に関すること。
- (8) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (9) 職員団体及び労働組合に関すること。
- (10) 職員委員会、特別職報酬等審議会及び公務災害補償等審査会に関すること。

- (4) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (5) 厚生福利に関すること。
- (6) 安全管理及び衛生管理に関すること。
- (7) 退職年金、退職一時金及び退職手当に関すること。
- (8) 地方職員共済組合及び職員互助会に関すること。
- (9) 職員委員会、特別職報酬等審議会、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関すること。

4・5 [略]

6 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 地区合同庁舎の管理の総括に関すること。
- (4)～(10) [略]

設備担当の分掌事務

- (1) 県庁舎、地区合同庁舎及び公舎の設備の維持及び運営に関すること。

7 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災消防担当の分掌事務

- (1)～(27) [略]

[略]

危機管理担当の分掌事務

[略]

8 [略]

組織改革担当の分掌事務

- (1) 行政組織に関すること。
- (2) 定数及び職制に関すること。
- (3) 事務の委任及び代決専決に関すること。
- (4) IMSの推進の総括に関すること。

4・5 [略]

6 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 地区合同庁舎等の管理の総括に関すること。
- (4)～(10) [略]

設備担当の分掌事務

- (1) 県庁舎、地区合同庁舎等及び公舎の設備の維持及び運営に関すること。

7 総合防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

防災消防担当の分掌事務

- (1)～(27) [略]

- (28) 総合防災センターの管理に関すること。

[略]

防災危機管理担当の分掌事務

[略]

8 [略]

9 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

職員福祉担当の分掌事務

- (1) 公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関すること。
- (2) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (3) 厚生福利に関すること。
- (4) 安全管理及び衛生管理に関すること。
- (5) 退職年金、退職一時金及び退職手当に関すること。
- (6) 地方職員共済組合及び職員互助会に関すること。
- (7) 公務災害補償等認定委員会に関すること。
- (8) 本庁（労働委員会及び収用委員会を含む。以下この項において同じ。）及び盛岡地方振興局の職員の扶養親族の認定に関すること。
- (9) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (10) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。

(分課及びその分掌事務)

第16条 [略]

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 総務事務センターに関すること。

(6) [略]

(7) [略]

用品担当の分掌事務

[略]

3 [略]

(11) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。

(12) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。

(13) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。

(14) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当の支給に関すること。

(15) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当に係る支出負担行為の確認に関すること。

給与旅費担当の分掌事務

(1) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること。

(2) 給与、報酬及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること。

(3) 給与、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること。

(4) 本庁及び盛岡地方振興局の非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。

(5) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員の任免に関すること。

(6) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関すること。

(7) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること。

(8) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること。

(9) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

(分課及びその分掌事務)

第16条 [略]

2 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

用品担当の分掌事務

[略]

I M S 推進担当の分掌事務

(1) 局内の I M S の推進その他行政品質の向上に関すること。

3 [略]

(出先機関の一体性)

第18条 出先機関（県外にある出先機関を除く。第94条第3項を除き、以下同じ。）は、当該出先機関の所在地を所管する地方振興局長の統括の下に、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(地方振興局長の指揮監督、助言及び勧告等)

第19条 地方振興局長は、その権限に属する事務に関係のある事項について、その所管区域内の出先機関の長を指揮監督することができる。

2 地方振興局長は、当該所管区域における県行政の総合調整を図るため必要があるときは、当該所管区域内の出先機関の長に対し、助言又は勧告をし、及びこれに必要な資料の提出を求めることができる。

第2節 地方振興局

第1款 名称、位置及び所管区域

(名称、位置及び所管区域)

第20条 地方振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
花巻地方振興局	花巻市	花巻市
北上地方振興局	北上市	北上市 和賀郡
水沢地方振興局	奥州市	奥州市 胆沢郡
一関地方振興局	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡
千厩地方振興局	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡
大船渡地方振興局	[略]	
遠野地方振興局	遠野市	遠野市
釜石地方振興局	[略]	
[略]		

(出先機関の一体性)

第18条 出先機関（県外にある出先機関を除く。第94条第3項を除き、以下同じ。）は、当該出先機関の所在地を所管する広域振興局長及び地方振興局長（以下「広域振興局長等」という。）の統括の下に、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。

(広域振興局長等の指揮監督、助言及び勧告等)

第19条 広域振興局長等は、その権限に属する事務に関係のある事項について、その所管区域内の出先機関の長を指揮監督することができる。

2 広域振興局長等は、当該所管区域における県行政の総合調整を図るため必要があるときは、当該所管区域内の出先機関の長に対し、助言又は勧告をし、及びこれに必要な資料の提出を求めることができる。

第2節 広域振興局等

第1款 名称、位置及び所管区域

第20条 広域振興局等の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
県南広域振興局	奥州市	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡
大船渡地方振興局	[略]	
釜石地方振興局	[略]	
[略]		

第2款 広域振興局

第1目 部等及びその分掌事務

(内部組織)

第20条の2 広域振興局に、別表第1に掲げるところにより、部、室及び課を置く。

2 室及び課（地域支援課を除く。）の分掌事務は、別に定める。

(経営企画部)

第20条の3 経営企画部の分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

(地域支援課)

第20条の4 地域支援課の分掌事務は、別表第2の1の表に掲げる事務とする。

(保健福祉環境部)

第20条の5 保健福祉環境部の分掌事務は、別表第2の2の表に掲げる事務とする。

(農林部)

第 20 条の 6 農林部の分掌事務は、別表第 2 の 3 の表に掲げる事務とする。

(土木部)

第 20 条の 7 土木部の分掌事務は、別表第 2 の 4 の表に掲げる事務とする。

(税務部)

第 20 条の 8 税務部の分掌事務は、別表第 2 の 5 の表に掲げる事務とする。

(総務部)

第 20 条の 9 総務部の分掌事務は、別表第 2 の 1 の表に掲げる事務とする。

第 2 目 総合支局

(総合支局)

第 20 条の 10 次の表の左欄に掲げる総合支局を同表の右欄に掲げる広域振興局に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	広域振興局
花巻総合支局	花巻市	花巻市 遠野市	県南広域振興局
北上総合支局	北上市	北上市 和賀郡	
一関総合支局	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡	

(内部組織)

第 20 条の 11 総合支局に、別表第 1 に掲げるところにより、部、室、課及び所を置く。

2 室、課及び所の分掌事務は、別に定める。

(地域支援部)

第 20 条の 12 地域支援部の分掌事務は、別表第 2 の 1 の表及び別表第 2 の 5 の表に掲げる事務とする。

2 次の表の左欄に掲げる県民センターを同表の右欄に掲げる総合支局の地域支援部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野県民センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局
千厩県民センター	一関市	一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡	一関総合支局

3 県民センターの分掌事務は、別に定める。

(保健福祉環境部)

第 20 条の 13 保健福祉環境部の分掌事務は、別表第 2 の 2 の表に掲げる事務とする。

2 次の表の左欄に掲げる保健福祉環境センター及び支所を同表の右欄に掲げる総合支局の保健福祉環境部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野保健福祉環境センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局
大東支所	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	一関総合支局

3 保健福祉環境センター及び支所の分掌事務は、別に定める。

(農林部)

第20条の14 農林部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

2 次の表の左欄に掲げる農林センターを同表の右欄に掲げる総合支局の農林部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野農林センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局
千厩農林センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	一関総合支局

3 農林センターの分掌事務は、別に定める。

(土木部)

第20条の15 土木部の分掌事務は、別表第2の4の表に掲げる事務とする。

2 次の表の左欄に掲げる土木センター及び出張所を同表の右欄に掲げる総合支局の土木部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野土木センター	遠野市	遠野市	花巻総合支局
千厩土木センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	一関総合支局
西和賀出張所	和賀郡西和賀町	和賀郡	北上総合支局

3 土木センター及び出張所の分掌事務は、別に定める。

第3目 工業技術集積支援センター

(名称、位置及び分掌事務)

第20条の16 次の表の左欄に掲げる工業技術集積支援センターを同表の右欄に掲げる広域振興局に置き、その位置は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	広域振興局
工業技術集積支援センター	北上市	県南広域振興局

第21条 削除

第2款 部等及びその分掌事務

(内部組織)

第21条の2 地方振興局に、別表第2に掲げるところにより、部、室、課及び所を置く。

2 [略]

(企画総務部)

第22条 企画総務部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の振興施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 局内の人事、予算経理及び物品の管理に関すること。
- (3) 所管区域内の出先機関の統括に関すること。
- (4) 情報公開及び個人情報の連絡調整に関すること。
- (5) 局内の行政文書の管理に関すること。
- (6) 所管区域内の出先機関の厚生福利事業の総括及び実施に関すること。
- (7) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札及び契約に関すること。
- (8) 県営建設工事に関する関係機関との連絡に関すること。
- (9) 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札に関すること(他部等の主管に属するものを除く。)
- (10) 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例(昭和41年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例(平成8年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立生涯学習推進センター、岩手県立図書館設置条例(昭和25年岩手県条例第62号)に規定する岩手県立図書館、博物館条例(昭和55年岩手県条例第41号)に規定する岩手県立博物館、埋蔵文化財センター設置条例(昭和56年岩手県条例第21号)に規定する岩手県立埋蔵文化財センター、岩手県立学校設置条例(昭和32年岩手県条例第11号)第1条から第3条までに規定する高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)に規定する警察署(以下「出先機

2 工業技術集積支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車産業の関連企業等の誘致及び技術移入の促進に関すること。
- (2) 地元企業のものづくり技術の育成及び強化の支援に関すること。

第3款 地方振興局

第1目 部等及びその分掌事務

(内部組織)

第21条 地方振興局に、別表第1に掲げるところにより、部、室、課及び所を置く。

2 [略]

(企画総務部)

第22条 企画総務部の分掌事務は、別表第2の1の表及び別表2の5の表に掲げる事務とする。

関等」という。)に係る収入金の収納(地区合同庁舎を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金の収納並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。)に関すること。

- (11) 出先機関等の収入についての収入報告及び収入決算報告に関すること。
- (12) 出先機関等の長が発する支出命令に係る支出負担行為の確認(旅費に関するものを除く。)及び支払に関すること。
- (13) 用品調達基金条例施行規則(昭和39年岩手県規則第17号)の規定による用品の購入及び払出しに関すること。
- (14) 物品の処分に関すること。
- (15) 出先機関等に係る給与の支給に係る帳票等の経由及び保管等に関すること(盛岡地方振興局企画総務部を除く。)
- (16) 教育事務所所管の市町村立の小学校等に係る給与の支給に伴う帳票等の経由及び保管等に関すること(盛岡地方振興局企画総務部を除く。)
- (17) 岩手県収入証紙の売渡し、交換、廃棄及び購入代金の還付に関すること。
- (18) 岩手県収入証紙の売りさばき所の変更及び増設の承認並びに廃止届の受理に関すること。
- (19) 出先機関等に係る支払についての支出計算証明及び支出決算報告に関すること。
- (20) 出先機関等の会計検査及び会計事務指導に関すること。
- (21) 別に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に関すること。
- (22) 別に定める私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。
- (23) 出先機関等に係る歳入歳出外現金の払出しについての歳入歳出外現金等出納報告に関すること。
- (24) 複写機の賃貸借及び保守契約に関すること。
- (25) 広聴及び広報並びに県政相談に関すること。
- (26) 陳情及び県民の要望の処理に関すること。
- (27) 市町村が行う広聴及び広報の連絡に関すること。
- (28) 報道機関との連絡に関すること。
- (29) 地域活性化事業調整費に関すること。
- (30) 市町村総合補助金に関すること。
- (31) 社会貢献活動の促進に関すること(他部の主管に属するものを除く。)
- (32) コミュニティ対策に関すること。
- (33) 特定非営利活動法人に関すること。
- (34) 市町村及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (35) 市町村が設立する土地開発公社に関すること。
- (36) 生活文化に関すること。
- (37) 余暇に関すること。

- (38) 一般旅券発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。
- (39) 消費者施策に関すること。
- (40) 消費者に対する金融の広報に関すること。
- (41) 物価対策に関すること。
- (42) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関すること。
- (43) 国民生活安定緊急措置に関すること。
- (44) 家庭用品品質表示に関すること。
- (45) 消費生活用製品安全に関すること。
- (46) 交通安全対策に関すること。
- (47) 青少年の環境浄化に関すること。
- (48) 少年センターに関すること。
- (49) 男女共同参画の推進に関すること。
- (50) 産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (51) 商工施策に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該施策の普及に関すること。
- (52) 商工会、商工会議所、中小企業等協同組合その他商工団体に関すること。
- (53) 中小企業金融に関すること。
- (54) 貸金業に関すること。
- (55) 観光の振興及び宣伝に関すること。
- (56) 観光施設の整備、維持及び管理に関すること。
- (57) 家族旅行村の管理に関すること。
- (58) 物産の流通改善及び販路拡大に関すること。
- (59) 労働組合及び労働関係の調整に関すること。
- (60) 労働教育に関すること。
- (61) 労働福祉に関すること。
- (62) 地域雇用に関すること。
- (63) 職業訓練に関すること。
- (64) 職業訓練法人及び職業能力開発協会の指導監督に関すること。
- (65) 宗教法人に関すること。
- (66) 県税及びこれに附帯する収入金の賦課徴収及び滞納処分に関すること（税務部が置かれる地方振興局を除く。次号及び第 60 号において同じ。）。
- (67) 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- (68) 納税証明に関すること。
- (69) 防災対策の連絡調整に関すること。
- (70) 火薬類の取締り及び高圧ガスの保安に関すること。
- (71) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。
- (72) ガス用品の販売の事業に関すること。
- (73) 電気工事業の業務の適正化及び電気用品の安全に関すること。
- (74) 局内他部の連絡に関すること。
- (75) 局内他部の主管に属しないこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、企画総務部においては、所管域内に所在する食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に係る歳入歳出予算の収入支出に関する事務を処理するものとする。

3 水沢地方振興局企画総務部にあつては花巻地方振興局、北上地方振興局、一関地方振興局及び千厩地方振興局の企画総務部が、遠野地方振興局企画総務部にあつては大船渡地方振興局及び釜石地方振興局の企画総務部が、二戸地方振興局企画総務部にあつては久慈地方振興局企画総務部が所掌する第1項に掲げる事務のうち、第70号から第73号までに掲げる事務を処理するものとする。

(保健福祉環境部)

第24条 保健福祉環境部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保健福祉及び環境の施策の推進に関すること(保健所の主管に属するものを除く。)
- (2) 社会福祉統計に関すること。
- (3) ひとにやさしいまちづくりの推進に関すること(土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。)
- (4) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (5) 民生委員及び社会福祉協議会に関すること。
- (6) 災害救助に関すること。
- (7) 生活保護に関すること。
- (8) 遺族国債等の担保貸付け又は買上げに関すること。
- (9) 社会福祉事業の指導監督に関すること。
- (10) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること。
- (11) 老人の福祉に関すること。
- (12) 介護保険に関すること(保健所の主管に属するものを除く。)
- (13) 知的障害者の福祉に関すること。
- (14) 精神障害者の福祉に関すること。
- (15) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (16) 身体障害者の福祉に関すること。
- (17) 児童の福祉に関すること。
- (18) 児童委員に関すること。
- (19) 婦人の保護更生に関すること。
- (20) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (21) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。
- (22) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (23) 飲食料品の品質表示の適正化に関すること。
- (24) 採石業及び砂利採取業(河川において砂利の採取を行うものを除く。)の指導監督に関すること。
- (25) 公害の防止に関すること。
- (26) 化学物質対策に関すること。

(保健福祉環境部)

第24条 保健福祉環境部の分掌事務は、別表第2の2の表に掲げる事務とする。

- (27) 下水道、廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (28) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- (29) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (30) 希少野生動植物の保護に関すること。
- (31) 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域の保全に関すること。
- (32) 国定公園及び県立自然公園の保護に関すること。
- (33) 温泉に関すること。
- (34) 大規模開発行為の届出に関すること。
- (35) 保健所との連絡調整に関すること。
- (36) 前各号に掲げるもののほか、保健福祉及び環境に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。

2 次の表の左欄に掲げる支所を同表の右欄に掲げる地方振興局の保健福祉環境部に置き、その位置は、同表の中欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	地方振興局
大東支所	一関市	一関地方振興局

3 [略]

4 支所及び出張所の分掌事務は、別に定める。

(農政部)

第 25 条 農政部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域農政施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 農作物生産、養蚕及び畜産の奨励に関すること。
- (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業共済組合、土地改良区その他土地改良事業団体及び農業委員会の指導監督に関すること。
- (4) 農業金融に関すること。
- (5) 農業倉庫に関すること。
- (6) 農産物の流通及び消費宣伝に関すること。
- (7) 卸売市場に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 家畜市場及び家畜商に関すること。
- (9) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること（保健福祉環境部及び林務部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 農産物の加工の振興に関すること。
- (11) 農産物の流通の改善及び価格安定対策に関すること。
- (12) 中山間地域の農業の活性化の推進に関すること。
- (13) 農業経営基盤の強化の推進に関すること。
- (14) 農業構造改善事業の推進に関すること。
- (15) 山村振興等対策事業の推進に関すること。
- (16) 農業振興地域の整備の推進に関すること。
- (17) 農地等の権利移動及び転用の制限その他農地関係の調整に関すること。
- (18) 自作農の創設及び維持に関すること。

2 [略]

3 出張所の分掌事務は、別に定める。

(農政部)

第 25 条 農政部の分掌事務は、別表第 2 の 3 の表に掲げる事務とする。

- (19) 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。
- (20) 農山漁村滞在型余暇活動の推進に関すること。
- (21) 肥料の取締りに関すること。
- (22) 農業担い手の育成及び確保に関すること。
- (23) 農業生産組織の育成に関すること。
- (24) 農業団地の育成に関すること。
- (25) 農業就業構造の改善の推進に関すること。
- (26) 県営土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること。
- (27) 団体営土地改良事業、国営土地改良事業等の推進に関すること。
- (28) 国土調査に関すること。
- (29) 農業基盤整備資金に関すること。
- (30) 土地改良事業の償還対策に関すること。
- (31) 小規模農業農村整備事業に関すること。
- (32) 土地改良事業の換地に関すること。
- (33) 農村環境整備の推進に関すること。
- (34) 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
- (35) 農地の保全に関すること。
- (36) 土地改良財産の管理及び処分に関すること。
- (37) 農業生産総合対策の推進に関すること。
- (38) 農業機械関係事業の推進に関すること。
- (39) 水田農業の構造改革に関すること。
- (40) 市町村酪農及び肉用牛生産近代化計画の認定及び変更の認定に関すること。
- (41) 畜産団地の育成に関すること。
- (42) 北上山系地域及び奥羽山系地域の広域農業開発事業に関すること。
- (43) 草地の維持管理の指導監督に関すること。
- (44) 草地の造成及び改良に関すること。
- (45) 飼料に関すること（家畜保健衛生所の主管に属するものを除く。）。
- (46) 畜産経営環境保全に関すること。
- (47) 家畜及び畜産物の流通の改善及び価格安定対策に関すること。
- (48) 家畜の貸付け及び改良に関すること。
- (49) 家畜保健衛生所との連絡調整に関すること。
- (50) 農政部の所掌に係る建設事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。
- (51) その他農業の振興に関すること。
- (52) 内水面漁業の振興に関すること（水産部が置かれる地方振興局を除く。）。
- 2 盛岡地方振興局農政部にあっては、前項に定めるもののほか、防衛施設周辺の生活環境等の障害防止の事業に関する事務を処理するものとする。

3 宮古地方振興局農政部にあつては、第1項各号に掲げるもののほか、地域の農林水産業施策の調整に関する事務を所掌するものとする。

(林務部)

第26条 林務部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の林業施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 森林組合及び生産森林組合の指導監督に関すること。
- (3) 林業金融に関すること。
- (4) 木材及び特用林産物の生産、加工及び利用に関すること。
- (5) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること（保健福祉環境部及び農政部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 林業技術の改良普及及び林業経営の改善指導に関すること。
- (7) 林業・木材産業構造改革事業の推進に関すること。
- (8) 入会林野等の整備の推進に関すること。
- (9) 林業労働力対策の推進に関すること。
- (10) 林業用種苗に関すること。
- (11) 間伐事業の推進に関すること。
- (12) 県有林の整備、管理及び処分に関すること。
- (13) 森林公園に関すること（自然保護課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 森林病虫害等防除に関すること。
- (15) 森林国営保険に関すること。
- (16) 森林火災予防に関すること。
- (17) 森林計画制度に関すること。
- (18) 森林施業のための土地の使用等に関すること。
- (19) 保安林に関すること。
- (20) 森林における開発行為に関すること。
- (21) 治山事業に関すること。
- (22) 林野地すべり防止事業に関すること。
- (23) 治山施設の災害復旧事業に関すること。
- (24) 民有林林道事業に関すること。
- (25) 林道の災害復旧事業に関すること。
- (26) 林務部の所掌に係る建設事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。
- (27) その他林業の振興に関すること。

(農林部)

第27条 農林部の分掌事務は、前2条に掲げる事務とする。

(水産部)

第28条 水産部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の水産業施策の企画及び調整並びに推進に関すること。

(林務部)

第26条 林務部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

(農林部)

第27条 農林部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

(水産部)

第28条 水産部の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務とする。

- (2) 漁業災害調査に関すること。
- (3) 漁業関係法令の励行に関すること。
- (4) 水産業協同組合の指導監督に関すること。
- (5) 水産金融に関すること。
- (6) 水産物の流通の振興に関すること。
- (7) 水産物の消費及び宣伝に関すること。
- (8) 水産業改良普及に関すること。
- (9) 漁業担い手の確保及び育成に関すること。
- (10) 漁業共済に関すること。
- (11) 卸売市場に関すること（農政部の主管に属するものを除く。）。
- (12) 水産加工の振興に関すること。
- (13) 沿岸漁業構造改善事業に関すること。
- (14) 漁場環境の保全及び漁業系廃棄物に関すること（保健福祉環境部の主管に属するものを除く。）。
- (15) 水産資源の保護及びつくり育てる漁業の推進に関すること。
- (16) 内水面漁業の振興に関すること。
- (17) 漁業の許可及び指導に関すること。
- (18) 漁業調整に関すること。
- (19) 漁船に関すること。
- (20) 漁業権に関すること。
- (21) 遊漁及び海面利用の調整に関すること。
- (22) 水産基盤及び海岸（漁港区域に係るものに限る。次号において同じ。）の整備に関すること。
- (23) 漁港及び海岸の管理に関すること。
- (24) 漁港区域内における公有水面の埋立てに関すること。
- (25) 漁港漁場整備事業及び漁港海岸事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。
- (26) 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得に関すること（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）。
- (27) 市町村が行う補助工事の指導監督に関すること（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）。
- (28) その他水産業の振興に関すること。

（土木部）

第 29 条 土木部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、河川、港湾、空港、海岸（漁湾区域及び漁港区域に係るものを除く。次号において同じ。）、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事並びに都市計画、下水道、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び土砂災害警戒区域等の土砂災害防止に係る建設工事に関すること。
- (2) 道路、都市公園、河川、港湾、海岸、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理並びに砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止のために必要な管理に関すること。

（土木部）

第 29 条 土木部の分掌事務は、別表第 2 の 4 の表に掲げる事務とする。

- (3) 土木事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。
- (4) 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 市町村が行う補助工事の指導監督に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること。
- (7) 建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関すること。
- (8) 浄化槽工事業者の登録及び指導監督並びに特例浄化槽工事業者の届出に関すること。
- (9) 建設工事統計に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等の促進に関すること。
- (11) 砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の指導監督に関すること。
- (12) 公有水面（漁港区域内に係るものを除く。）の埋立てに関すること。
- (13) 水防に関すること。
- (14) 都市計画及び都市計画事業の指導監督に関すること。
- (15) 都市計画制限に関すること。
- (16) 駐車場に関すること。
- (17) 土地区画整理事業の推進指導に関すること。
- (18) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の制限に関すること。
- (19) 新住市市街地開発事業により造成された造成宅地等に関する権利の処分の制限に関すること。
- (20) 景観形成に関すること。
- (21) 屋外広告物の取締りに関すること。
- (22) 下水道事業の補助に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (23) 市町村の公営住宅に係る家賃収入補助の審査に関すること。
- (24) 市町村の公営住宅等の用途廃止に係る審査に関すること。
- (25) 住宅金融公庫融資住宅の工事の審査に関すること。
- (26) 地域優良木造住宅の承認に関すること。
- (27) 建築士事務所の登録及び指導監督に関すること。
- (28) 宅地建物取引業者の免許及び指導監督に関すること。
- (29) 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に関すること。
- (30) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
- (31) 公共的施設のひとにやさしいまちづくりの推進に関すること。
- (32) 宅地造成の許可及び指導監督に関すること。
- (33) 事業計画のある道路の指定及び道路の位置の指定に関すること。

(34) 港湾統計に関すること。

2 盛岡地方振興局土木部にあっては、前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事務のうち、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に係る設計及び積算に関する事務を処理するものとする。

3 花巻地方振興局土木部にあっては、第1項各号に掲げるもののほか、高速自動車国道用地に係る受託業務のうち、土地等の取得及び補償に関する事務を処理するものとする。

4 次の表の左欄に掲げる出張所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	地方振興局
岩手出張所	[略]		
湯田出張所	和賀郡 西和賀 町	和賀郡	北上地方振興局

5 [略]

6 [略]

7 [略]

(税務部)

第30条 税務部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県税及びこれに附帯する収入金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。

(2) 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。

(3) 納税証明に関すること。

第3款 削除

[略]

第4款 林務事務所

(分掌事務)

第34条 林務事務所の分掌事務は、第26条に掲げる事務のうち第1号から第19号まで及び第28号に掲げる事務とする。

第5款 土木事務所

(分掌事務)

第36条 土木事務所の分掌事務は、第29条第1項に掲げる事務とする。

2 [略]

第6款及び第7款 削除

第3節 地方振興局以外の出先機関

(環境生活部に属する出先機関の内部組織)

第40条 環境生活部に属する出先機関に、別表第3に掲げるところにより、課を置く。

2 課の分掌事務は、別に定める。

2 次の表の左欄に掲げる出張所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	地方振興局
岩手出張所	[略]		

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(税務部)

第30条 税務部の分掌事務は、別表第2の5の表に掲げる事務とする。

[略]

第2目 林務事務所

(分掌事務)

第34条 林務事務所の分掌事務は、別表第2の3の表に掲げる事務(同表「地方振興局林務部」の欄に○印のあるものに限る。)のうち、10の項、55の項から72の項まで及び106の項に掲げる事務とする。

第3目 土木事務所

(分掌事務)

第36条 土木事務所の分掌事務は、別表第2の4の表に掲げる事務(同表「地方振興局土木部」の欄に○印のあるものに限る。)とする。

2 [略]

第3節 広域振興局等以外の出先機関

第40条 削除

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
岩手県水沢保健所	[略]	
[略]		

第42条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 介護保険に関すること(地方振興局の主管に属する事項を除く。)

(14)～(17) [略]

2 [略]

第43条 次の表の左欄に掲げる支所又は出張所を同表の右欄に掲げる保健所に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	保健所
大東支所	[略]		
遠野支所	遠野市	遠野市	岩手県釜石保健所
岩泉出張所	[略]		

(工業技術集積支援センター)

第57条 次の事務を処理するため、岩手県工業技術集積支援センターを置く。

(1) 自動車産業の関連企業等の誘致及び技術移入の促進に関すること。

(2) 地元企業のものづくり技術の育成及び強化の支援に関すること。

2 岩手県工業技術集積支援センターの位置は、北上市とする。

(工業技術センター)

第58条 岩手県工業技術センターの所掌事務は、次のとおりである。

(1) 工業技術に関する試験及び研究に関すること。

(2) 工業技術に関する共同研究及び技術交流に関すること。

(3) 工業技術に関する技術指導に関すること。

(4) 工業技術に関する情報の収集及び提供に関すること。

(5) 工業原料、製品等の試験、分析、加工等に関すること。

(6) 特定計量器の定期検査及び検定、車輛等装置用計量器の装置検査並びに基準器検査に関すること。

(7) 計量検定に係る報告の徴収、立入検査等に関すること。

(8) 適正な計量の実施に関すること。

2 岩手県工業技術センターの位置は、盛岡市である。

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
岩手県奥州保健所	[略]	
[略]		

第42条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 介護保険に関すること(広域振興局等の主管に属する事項を除く。)

(14)～(17) [略]

2 [略]

第43条 次の表の左欄に掲げる支所又は出張所を同表の右欄に掲げる保健所に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	保健所
遠野支所	遠野市	遠野市	岩手県花巻保健所
大東支所	[略]		
岩泉出張所	[略]		

第57条及び第58条 削除

(林業技術センター)

第72条 岩手県林業技術センターの所掌事務は、次のとおりである。

- (1)～(4) [略]
- (5) 林業普及指導に係る企画及び実施に関すること。
- (6)・(7) [略]

2 [略]

(農業改良普及センター)

第76条 [略]

2 [略]

3 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
盛岡農業改良普及センター	盛岡市	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡
花巻農業改良普及センター	花巻市	花巻市
北上農業改良普及センター	北上市	北上市 和賀郡
水沢農業改良普及センター	[略]	
一関農業改良普及センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡
千厩農業改良普及センター	一関市	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡
大船渡農業改良普及センター	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 気仙郡
遠野農業改良普及センター	遠野市	遠野市
釜石農業改良普及センター	釜石市	釜石市 上閉伊郡
宮古農業改良普及センター	[略]	
[略]		

(林業技術センター)

第72条 岩手県林業技術センターの所掌事務は、次のとおりである。

- (1)～(4) [略]
- (5) 林業普及指導の実施に関すること。
- (6)・(7) [略]

2 [略]

(農業改良普及センター)

第76条 [略]

2 [略]

3 第1項各号及び前項に掲げるもののほか、中央農業改良普及センターにおいては、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 農業経営の改善に関する高度な科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。
- (2) 農業普及員の育成に関すること。

4 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
中央農業改良普及センター	北上市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡
盛岡農業改良普及センター	盛岡市	盛岡市 岩手郡のうち雫石町及び滝沢村 紫波郡
八幡平農業改良普及センター	八幡平市	八幡平市 岩手郡のうち葛巻町及び岩手町
奥州農業改良普及センター	[略]	
一関農業改良普及センター	一関市	一関市 西磐井郡 東磐井郡
大船渡農業改良普及センター	大船渡市	大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡
宮古農業改良普及センター	[略]	
[略]		

備考 前項各号に掲げる事務に係る中央農業改良普及センターの管轄区域は、県の全域である。

第77条 次の表の左欄に掲げる地域普及所を同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名称	位置	所管区域	農業改良普及センター
岩手地域普及所	岩手郡岩手町	八幡平市 岩手郡のうち葛巻町及び岩手町	盛岡農業改良普及センター
湯田地域普及所	和賀郡西和賀町	和賀郡	北上農業改良普及センター
岩泉地域普及所	[略]		
軽米地域普及所	九戸郡軽米町	九戸郡のうち軽米町及び九戸村	二戸農業改良普及センター

(東京事務所)

第82条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

- (1)～(4) [略]
- (5) 地方振興局長から知事に徴収の引継ぎがあった県税に係る徴収金の徴収及びその滞納処分に関する事。
- (6)～(10) [略]

(職員診療所)

第87条 職員の疾病の診療、健康診断その他職員の保健に関する事務を処理するため、職員診療所を置く。

2 職員診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
職員診療所	盛岡市

(消防学校)

第88条 次の事務を処理するため、消防学校を置く。

- (1) 消防職員、消防団員等の教育訓練に関する事。
- (2) 総合防災センターに関する事。

2 [略]

第7款 出納局に属する出先機関

(総務事務センター)

第90条 次の事務を処理するため、総務事務センターを置く。

- (1) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関する事 (給与及び報酬の支給証明を除く。)
- (2) 給与、報酬及び共済費に係る支出負担行為の確認に関する事。
- (3) 給与、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関する事。

第77条 次の表の左欄に掲げる普及サブセンターを同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名称	位置	所管区域	農業改良普及センター
遠野普及サブセンター	遠野市	遠野市	中央農業改良普及センター
西和賀普及サブセンター	和賀郡西和賀町	和賀郡	
軽米普及サブセンター	九戸郡軽米町	久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡	
釜石普及サブセンター	釜石市	釜石市 上閉伊郡	大船渡農業改良普及センター
岩泉普及サブセンター	[略]		

(東京事務所)

第82条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。

- (1)～(4) [略]
- (5) 広域振興局長等から知事に徴収の引継ぎがあった県税に係る徴収金の徴収及びその滞納処分に関する事。
- (6)～(10) [略]

第87条 削除

(消防学校)

第88条 消防職員、消防団員等の教育訓練を行うため、消防学校を置く。

2 [略]

第90条 削除

- (4) 本庁（労働委員会事務局を含む。以下この項において同じ。）及び盛岡地方振興局の非常勤職員（非常勤嘱託員及び時間雇用職員を除く。）及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。
- (5) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員の任免に関すること。
- (6) 本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る賃金の支給並びに共済費の支出に関すること。
- (7) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに本庁及び盛岡地方振興局の臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。
- (8) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の扶養親族の認定に関すること。
- (9) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。
- (10) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額決定又は改定に関すること。
- (11) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。
- (12) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること。
- (13) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当受給資格等の認定に関すること。
- (14) 本庁及び盛岡地方振興局の職員の児童手当の支給に関すること。

2 総務事務センターの位置は、盛岡市とする。

第4節 知事が管理し、又は管理を行わせ、若しくは委託している公の施設

第91条 前節に定めるもののほか、知事が管理し、又は管理を行わせ、若しくは委託している公の施設は、別表第9のとおりである。

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室又は課若しくは総合雇用対策局及び地方振興局の部並びに地方振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報サブセンター	地方振興局企画総務部
旅券室	文化国際課

第4節 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設

第91条 前節に定めるもののほか、知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設は、別表第9のとおりである。

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所若しくは総合雇用対策局及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
行政情報サブセンター	広域振興局総務部 総合支局地域支援部 総合支局地域支援部の県民センター 地方振興局企画総務部
岩手県パスポートセンター	NPO・国際課
NPO活動交流センター	
国際交流センター	
環境学習交流センター	環境生活企画室

消費生活相談室	<u>地方振興局企画総務部（盛岡地方振興局企画総務部を除く。）</u>
岩手県鳥獣保護センター	[略]
配偶者暴力相談支援センター	<u>福祉総合相談センター児童女性部</u>
[略]	
岩手県結核・感染症情報センター	[略]
家庭児童相談室	<u>地方振興局保健福祉環境部</u>
農業参入企業相談センター	<u>農業振興課及び地方振興局農政部又は農林部</u>
[略]	
地方集落型経営体支援センター	[略]
就職支援センター	<u>地方振興局企画総務部（宮古地方振興局企画総務部及び久慈地方振興局企画総務部を除く。）</u>
[略]	
ジョブカフェいわてサテライト	<u>宮古地方振興局企画総務部及び久慈地方振興局企画総務部</u>

消費生活相談室	<u>広域振興局地域支援課 総合支局地域支援部 総合支局地域支援部の県民センター 地方振興局企画総務部（盛岡地方振興局企画総務部を除く。）</u>
岩手県鳥獣保護センター	[略]
青少年活動交流センター 男女共同参画センター	青少年・男女共同参画課
配偶者暴力相談支援センター	青少年・男女共同参画課 <u>広域振興局保健福祉環境部 総合支局保健福祉環境部 地方振興局保健福祉環境部 福祉総合相談センター児童女性部</u>
[略]	
岩手県結核・感染症情報センター	[略]
高齢者活動交流プラザ	長寿社会課
子育てサポートセンター	児童家庭課
家庭児童相談室	<u>広域振興局保健福祉環境部 総合支局保健福祉環境部 地方振興局保健福祉環境部</u>
岩手県計量センター	商工企画室
農業参入企業相談センター	農業振興課 <u>広域振興局農林部 総合支局農林部 総合支局農林部の農林センター 地方振興局農政部又は農林部</u>
[略]	
地方集落型経営体支援センター	[略]
けんみん住宅プラザ けんみん住宅プラザ・みずさわ	建築住宅課
就職支援センター	<u>広域振興局地域支援課 総合支局地域支援部（一関総合支局地域支援部を除く。） 総合支局地域支援部の県民センター 盛岡地方振興局企画総務部 釜石地方振興局企画総務部 二戸地方振興局企画総務部</u>
[略]	
ジョブカフェいわてサテライト	<u>一関総合支局地域支援部 大船渡地方振興局企画総務部 宮古地方振興局企画総務部 久慈地方振興局企画総務部</u>

(吏員の職)

第 94 条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、特別の事情がある場合のほか、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	総合防災室	防災指導監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第 13 条第 7 項に掲げる総合防災室の分掌事務のうち、同項防災消防担当の分掌事務第 1 号、第 8 号、第 10 号及び第 26 号並びに同項危機管理担当の分掌事務第 1 号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
		[略]	
	課	総括課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
	[略]		
	別表第 1 に掲げる室及び課	別表第 1 に掲げる担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室又は課の事務を掌理するとともに、室長若しくは総括課長に事故があるとき、又は室長若しくは総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	総合政策室及び総合雇用対策局並びに室及び課	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは総合雇用対策局又は室若しくは課の特定事務を処理する。
地方振興局		局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地方振興局の事務を掌理する。

(吏員の職)

第 94 条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、特別の事情がある場合のほか、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]		
	総合防災室	防災危機管理監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第 13 条第 7 項に掲げる総合防災室の分掌事務のうち、同項防災消防担当の分掌事務第 1 号、第 8 号、第 10 号及び第 26 号並びに同項防災危機管理担当の分掌事務第 1 号についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
		[略]	
	課	総括課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は所の事務を掌理する。
	[略]		
	別表第 3 に掲げる室、課及び所	別表第 3 に掲げる担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室、課又は所の事務を掌理するとともに、室長、総括課長若しくは所長に事故があるとき、又は室長、総括課長若しくは所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	総合政策室及び総合雇用対策局並びに室、課及び所	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合政策室若しくは総合雇用対策局又は室、課若しくは所の特定事務を処理する。
広域振興局、総合支局及び地方振興局		局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、広域振興局又は地方振興局の事務を掌理する。
		副局長	広域振興局長を補佐し、上司の命を受け、広域振興局の事務を整理し、及び広域振興局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、広域振興局長に事故があるとき、又は広域振興局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		総合支局長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合支局の事務を掌理する。

部	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
[略]		
宮古地方振興局農政部	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>第25条第3項</u> に掲げる事務又は特に命ぜられた事項を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
農政部 (盛岡地方振興局及び宮古地方振興局を除く。)、林務部、農林部及び水産部	[略]	上司の命を受け、地方振興局農政部、林務部、農林部又は水産部の地域の農林水産業を推進する事業の調整に関する事務を整理する。
土木部 (<u>花巻地方振興局</u> 、 <u>千厩地方振興局</u> 及び大船渡地方振興局に限る。)	[略]	上司の命を受け、振興局土木部の建設事業の調整に関する事務を整理する。
<u>盛岡地方振興局の保健福祉環境部</u> 、 <u>農政部</u> 、 <u>土木部</u> 及び <u>税務部</u> 並びに <u>農業改良普及室</u> 、 <u>農村整備室</u> 及び <u>税務室</u>	[略]	[略]
[略]		

部	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、 <u>総合支局及び地方振興局の部長</u> にあつては、 <u>総合支局長若しくは局長</u> に事故があるとき、又は <u>総合支局長若しくは局長</u> が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
[略]		
宮古地方振興局農政部	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、 <u>別表第2の3の表の54の項</u> に掲げる事務又は特に命ぜられた事項を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
農政部 (盛岡地方振興局及び宮古地方振興局を除く。)、林務部、農林部(<u>広域振興局</u> を除く。) 及び水産部	[略]	上司の命を受け、 <u>総合支局農林部</u> 又は地方振興局農政部、林務部、農林部若しくは水産部の地域の農林水産業を推進する事業の調整に関する事務を整理する。
土木部 (<u>花巻総合支局</u> 及び大船渡地方振興局に限る。)	[略]	上司の命を受け、 <u>総合支局土木部</u> 又は地方振興局土木部の建設事業の調整に関する事務を整理する。
室	[略]	[略]
[略]		

	地域普及所、ダム管理事務所及びダム建設事務所	[略]	
	[略]		
	部、林務事務所及び土木事務所	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特定事務を処理する。
	林務事務所及び土木事務所	[略]	
環境生活部に属する出先機関	県民生活センター	[略]	課長 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
	[略]		
商工労働観光部に属する出先機関	シンガポール事務所	[略]	次長 [略]
	工業技術集積支援センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

	県民センター、保健福祉環境センター、農林センター、普及サブセンター、土木センター、ダム管理事務所及びダム建設事務所	[略]	
	[略]		
	部、広域振興局地域支援課、工業技術集積支援センター、林務事務所及び土木事務所	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部等の特定事務を処理する。
	工業技術集積支援センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
		部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	林務事務所及び土木事務所	[略]	
環境生活部に属する出先機関	県民生活センター	[略]	次長 所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]		
商工労働観光部に属する出先機関	シンガポール事務所	[略]	副所長 [略]

工業技術センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。		
	副所長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。		
	プロジェクト研究推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特に命ぜられた事項の研究に関する事務を掌理する。		
	連携研究主幹	上司の命を受け、連携研究に関する事項を処理するとともに、所の企画に参画する。		
	部長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の事務を処理する。		
先端科学技術研究センター	[略]			
[略]				
農林水産部に属する出先機関	[略]			
	林業技術センター	[略]		
		首席林業技術専門員	上司の命を受け、林業専門技術員の事務を総括整理する。	
	[略]			
	水産技術センター	[略]		
		首席水産業専門技術員	上司の命を受け、水産業専門技術員の事務を総括整理する。	
	[略]			
	農業改良普及センター	所長	[略]	
		普及課長	[略]	
	盛岡農業改良普及センター	首席専門技術員	上司の命を受け、専門技術員の事務を総括整理する。	
地域普及所	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、地域普及所の事務を掌理する。		
[略]				
総務部に属する出先機関	[略]			
	大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]		
	職員診療所	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。	
	消防学校	[略]		

先端科学技術研究センター	[略]			
	[略]			
	[略]			
	[略]			
	[略]			
先端科学技術研究センター	[略]			
[略]				
農林水産部に属する出先機関	[略]			
	林業技術センター	[略]		
		首席林業普及指導員	上司の命を受け、林業普及指導員の事務を総括整理する。	
	[略]			
	水産技術センター	[略]		
		首席水産業普及指導員	上司の命を受け、水産業普及指導員の事務を総括整理する。	
	[略]			
	農業改良普及センター	所長	[略]	
		副所長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。	
	普及課長		[略]	
普及サブセンター	[略]	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。		
[略]				
総務部に属する出先機関	[略]			
	大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所及び福岡事務所	[略]		
	消防学校	[略]		

出納局に属する出先機関	総務事務センター	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所の事務を掌理する。
-------------	----------	----	--------------------------------

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	[略]	
	総合政策室及び総合雇用対策局並びに室及び課	[略]
	部 企画室及び総務室 課	[略]
	出納局	上司の命を受け、部、局、室又は課の特定事務を処理する。
地方振興局	部	[略]
	特命課長 主任主査	[略]
	主任	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
[略]		
部、林務事務所及び土木事務所	主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
[略]		
[略]		
出納局に属する出先機関	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所等の特定事務を処理する。
	主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。
	所付	上司の命を受け、所等の事務を処理する。

--	--	--	--

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務	
本庁	[略]		
	総合政策室及び総合雇用対策局並びに室及び課	[略]	
	総合政策室	室付	上司の命を受け、総合政策室、部、局、室、課又は所の特定事務を処理する。
	部 室	[略]	
	課 所 出納局	所付 [略]	
広域振興局、総合支局及び地方振興局	部	[略]	
	特命課長	[略]	
	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	
[略]			
部、広域振興局地域支援課、工業技術集積支援センター、林務事務所及び土木事務所	主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。	
[略]			
[略]			
[略]			

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、理事、参事、主幹又は副主幹にあつては事務吏員を、技監、技術参事、保健福祉環境技監、技術主幹又は技術副主幹にあつては技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
理事	[略]
[略]	
参事	上司の命を受け、部局等又は <u>地方振興局</u> の特定事項についての企画及び立案に参画する。
技術参事	上司の命を受け、部局等又は <u>地方振興局</u> の技術に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。
保健福祉環境技監	上司の命を受け、 <u>地方振興局</u> の保健福祉及び環境に係る技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
主幹	上司の命を受け、本庁の室若しくは課又は出先機関の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、本庁の室若しくは課又は出先機関の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、総合雇用対策局若しくは本庁の室若しくは課又は出先機関の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術副主幹	上司の命を受け、総合雇用対策局若しくは本庁の室若しくは課又は出先機関の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席児童指導員、首席技術指導員、首席特別税務調査員、上席環境衛生指導員、上席社会福祉主事、上席障害者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席精神保健福祉相談員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席生活支援員、上席保育士、上席児童自立支援専門員、上席食品衛生監視員、上席技術指導員、助教授、 <u>上席専門技術員、上席改良普及員、上席林業専門技術員、</u>

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、企画理事にあつては事務吏員又は技術吏員を、理事、参事、主幹又は副主幹にあつては事務吏員を、技監、技術参事、保健福祉環境技監、技術主幹又は技術副主幹にあつては技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
<u>企画理事</u>	<u>上司の命を受け、県行政の特に重要な事項についての企画及び立案に参画する。</u>
理事	[略]
[略]	
参事	上司の命を受け、部局等又は <u>広域振興局</u> 等の特定事項についての企画及び立案に参画する。
技術参事	上司の命を受け、部局等又は <u>広域振興局</u> 等の技術に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。
保健福祉環境技監	上司の命を受け、 <u>広域振興局</u> 等の保健福祉及び環境に係る技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
主幹	上司の命を受け、本庁の室、 <u>課若しくは所</u> 又は出先機関の重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術主幹	上司の命を受け、本庁の室、 <u>課若しくは所</u> 又は出先機関の技術に関する重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、総合雇用対策局若しくは本庁の室、 <u>課若しくは所</u> 又は出先機関の特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
技術副主幹	上司の命を受け、総合雇用対策局若しくは本庁の室、 <u>課若しくは所</u> 又は出先機関の技術に関する特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、事務吏員又は技術吏員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職	教授、首席児童指導員、首席技術指導員、首席特別税務調査員、上席環境衛生指導員、上席社会福祉主事、上席障害者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席精神保健福祉相談員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席生活支援員、上席保育士、上席児童自立支援専門員、上席食品衛生監視員、上席技術指導員、助教授、 <u>上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指</u>

上席林業改良指導員、上席水産業専門技術員、上席水産業改良普及員、上席建築専門員、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、主任環境衛生指導員、主任社会福祉主事、障害者福祉司、児童福祉司、主任相談調査員、主任精神保健福祉相談員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任生活支援員、主任保育士、主任児童自立支援専門員、主任食品衛生監視員、主任技術指導員、講師、専門技術員、主任改良普及員、林業技術専門員、主任林業改良指導員、水産業専門技術員、主任水産業改良普及員、建築専門員、建築監視員、主任通信技師、主任消防教官、主任主事、主任技師、主事、技師、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、家庭用品衛生監視員、医療社会事業士、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、食品衛生監視員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、労働金庫検査員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、改良普及員、林業改良指導員、水産業改良普及員、水産資源保護指導吏員、通信技師、消防教官

[略]

5 [略]

指導員、上席建築専門員、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、主任環境衛生指導員、主任社会福祉主事、障害者福祉司、児童福祉司、主任相談調査員、主任精神保健福祉相談員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任生活支援員、主任保育士、主任児童自立支援専門員、主任食品衛生監視員、主任技術指導員、講師、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、建築専門員、建築監視員、主任通信技師、主任消防教官、主任主事、主任技師、主事、技師、栄養指導員、環境衛生指導員、環境衛生監視員、家庭用品衛生監視員、医療社会事業士、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、食品衛生監視員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、労働金庫検査員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導吏員、通信技師、消防教官

[略]

5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2及び別表第3を削る。

改正前			改正後		
別表第1 本庁の部局等及び出納局の担当課長（第94条関係）			別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長（第94条関係）		
部局等及び出納局	室及び課	担当課長	部局等及び出納局	室、課及び所	担当課長
総合政策室	政策推進課	管理担当課長 政策担当課長	総合政策室	政策推進課	<u>調整担当課長</u> 管理担当課長 政策担当課長
	経営評価課	政策評価担当課長 出資等法人改革担当課長 <u>地方振興局再編担当課長</u>		経営評価課	政策評価担当課長 出資等法人改革担当課長
	[略]			[略]	
地域振興部	[略]		地域振興部	[略]	
	市町村課	行政担当課長 財政担当課長 <u>市町村合併担当課長</u>		市町村課	行政・市町村合併担当課長 財政担当課長
	IT推進課	[略]		IT推進課	[略]
[略]		[略]			
保健福祉部	[略]		保健福祉部	[略]	
	地域福祉課	生活福祉担当課長 <u>監査指導担当課長</u>		地域福祉課	生活福祉担当課長 <u>指導生保担当課長</u>
	[略]			[略]	
児童家庭課	健全育成担当課長	児童家庭課	健全育成担当課長 <u>少子化担当課長</u>		
商工労働観光部	商工企画室	ものづくり人材育成担当課長 管理担当課長	商工労働観光部	商工企画室	ものづくり人材育成担当課長 管理担当課長 <u>計量担当課長</u>
	産業振興課	金融経営担当課長 <u>新産業・技術担当課長</u>		産業振興課	金融経営担当課長 <u>産業創出担当課長</u>
	[略]			[略]	
農林水産部	[略]		農林水産部	[略]	
	農業振興課	<u>経営体育成担当課長</u> 農地・交流担当課長		農業振興課	<u>担い手対策担当課長</u> <u>地域農業振興担当課長</u> 農地・交流担当課長
	[略]			[略]	
	林業振興課	林産担当課長 林業担当課長		林業振興課	<u>振興担当課長</u> 林業担当課長
	緑化推進課	<u>緑化育成担当課長</u> <u>県有林担当課長</u>		森林整備課	<u>計画担当課長</u> <u>整備担当課長</u>
	森林保全課	<u>計画・保全担当課長</u> <u>保安林・治山担当課長</u>		森林保全課	<u>保全・治山担当課長</u> <u>県有林担当課長</u>
[略]		[略]			
県土整備部	県土整備企画室	企画担当課長 管理担当課長 <u>用地担当課長</u>	県土整備部	県土整備企画室	企画担当課長 管理担当課長
	[略]			[略]	
総務部	[略]		総務部	[略]	
	人事課	<u>人財組織改革担当課長</u> <u>給与職員福祉担当課長</u>		人事課	<u>人財給与担当課長</u>
	予算調製課	財政改革担当課長 <u>予算担当課長</u>		予算調製課	予算担当課長
	[略]			[略]	
総合防災室	防災消防担当課長 防災航空担当課長 <u>危機管理担当課長</u>	総合防災室	防災消防担当課長 防災航空担当課長		
[略]		<u>総務事務センター</u>	<u>職員福祉担当課長</u> <u>給与旅費担当課長</u>		
[略]		[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 広域振興局等の部等及び課（第20条の2、第20条の11、第21条、第94条関係）

広域振興局等	部 等	課	
盛岡地方振興局	企画総務部	企画振興課	
		総務課	
		管理入札課	
		支出審査課	
	保健福祉環境部	保健福祉室	企画管理課
			医薬予防課
	保護課		
	健康福祉課		
	児童家庭課		
	障害保健課		
	環境衛生室		衛生課
		環境課	
	農政部	農業振興室	地域農政推進課
			畜産課
		農業改良普及室	
		八幡平農業改良普及室	
		農村整備室	管理用地課
			農村計画課
			農地整備課
	農村環境課		
	林務部	林務課	
		森林保全課	
	土木部	管理用地室	総務管理課
			用地課
		道路河川室	道路整備課
			道路環境課
			河川砂防課
		建築住宅室	建築指導課
			住宅課
		岩手出張所	
		綱取ダム管理事務所	
		築川ダム建設事務所	
	税務部	納税室	管理課
納税課			
課税室		直税課	
		間税課	
県南広域振興局	経営企画部	経営企画課	
		産業振興課	
		観光商業課	
		地域支援課	
	保健福祉環境部	保健福祉室	管理課
			長寿社会課
	福祉課		
	指導監査課		
	環境課		
	保健衛生課		
農林部		地域農政推進課	
		畜産課	

	農業改良普及室	
	農村整備室	管理用地課
		農村計画課
		農地整備課
		農村環境課
	林務室	林務課
		森林保全課
	土木部	調整課
		管理課
		用地課
		道路整備課
		道路河川環境課
		建築指導課
	税務部	納税課
		課税課
	総務部	総務課
		経理課
		支出審査課
		入札課
花巻総合支局	地域支援部	地域支援課
		総務入札課
	税務室	
	遠野県民センター	
	保健福祉環境部	管理福祉課
		環境課
		保健衛生課
	遠野保健福祉環境センター	
	農林部	地域農政推進課
		農業振興課
		林務課
	農業改良普及室	
		遠野普及サブセンター
	農村整備室	管理用地課
		農村計画課
		農村建設課
	遠野農林センター	農業振興課
		農村整備課
		林務課
	土木部	管理課
		用地課
	道路整備課	
	治水環境課	
	建築指導課	
遠野土木センター	管理用地課	
	工務課	
	建築指導課	
北上総合支局	地域支援部	地域支援課
		総務入札課
	税務室	
	保健福祉環境部	管理福祉課
		環境課
	保健衛生課	
農林部	地域農政推進課	
	林務課	
	農業改良普及室	

		西和賀普及サブセンター	
	農村整備室	農村計画課 農村建設課	
	土木部	管理課 用地課 道路整備課 治水環境課 建築指導課	
一関総合支局	地域支援部	地域支援課 総務入札課	
	税務室		
	千厩県民センター		
	保健福祉環境部	管理福祉課 保健課 衛生環境課	
	大東支所		
	農林部	地域農政推進課 畜産課 林務課	
	農業改良普及室		
	農村整備室	農村計画課 農村建設課	
	千厩農林センター	農業振興課 林務課 農村計画課 農村建設課	
	土木部	管理課 用地課 道路整備課 道路河川環境課 建築指導課	
	千厩土木センター	管理用地課 工務課 災害復旧対策課 建築指導課	
	工業技術集積支援センター	技術移入支援部 地場産業育成部	
	大船渡地方振興局	企画総務部	企画振興課 総務課 支出入札課
		税務室	
		保健福祉環境部	企画環境課 福祉課 保健衛生課
		農林部	地域農政推進課 農村整備課 林務課 森林保全課
		農業改良普及室	
		水産部	水産課 漁港漁村課
		土木部	管理課 用地課 道路整備課 河川港湾課

		建築指導課
	鷹生ダム建設事務所	
	津付ダム建設事務所	
釜石地方振興局	企画総務部	企画振興課
		総務課
		支出入札課
	税務室	
	保健福祉環境部	企画管理課
		福祉課
		保健衛生課
		環境課
	農林部	農林課
		農業改良普及室
	水産部	水産課
		漁港漁村課
	土木部	管理課
		用地課
道路整備課		
河川港湾課		
建築指導課		
宮古地方振興局	企画総務部	企画振興課
		総務課
		支出入札課
	保健福祉環境部	企画管理課
		福祉課
		保健衛生課
		環境課
	農政部	農業振興課
		農村整備課
		畜産衛生課
	農業改良普及室	岩泉普及サブセンター
	林務部	林務課
		森林保全課
	水産部	水産課
		漁港漁村課
	土木部	管理課
		用地課
		道路整備課
		河川港湾課
建築指導課		
税務部	納税課	
	課税課	
岩泉林務事務所		
岩泉土木事務所	管理課	
	用地課	
	道路都市課	
	河川港湾課	
	建築指導課	
久慈地方振興局	企画総務部	企画振興課
		総務課
		支出入札課
	税務室	
	保健福祉環境部	企画管理課
福祉課		

		保健衛生課
		環境課
	農政部	地域農政推進課
		畜産課
	農業改良普及室	
	農村整備室	農村計画課
		農村建設課
	林務部	林務課
		森林保全課
	水産部	水産課
		漁港漁村課
	土木部	管理課
		用地課
		道路整備課
		河川港湾課
		建築指導課
		滝ダム管理事務所
二戸地方振興局	企画総務部	企画振興課
		総務課
		支出入札課
	税務室	
	保健福祉環境部	企画管理課
		福祉課
		保健課
		衛生環境課
	農政部	地域農政推進課
		畜産課
	農業改良普及室	
	農村整備室	管理用地課
		農村計画課
		農村建設課
	林務部	林務課
		森林保全課
	土木部	管理課
	用地課	
	道路整備課	
	道路河川環境課	
	建築指導課	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、地域支援課及び総務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部の分掌事務(第20条の3、第20条の4、第20条の9、第20条の12、第22条関係)

分掌事務	分掌する部				備考
	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	
1 広域振興圏域の振興施策の企画及び調整並びに推進に関すること。	○				
2 地域の振興施策の企画及び調整並びに推進に関すること。				○	
3 局内の予算に関すること。	○			○	広域振興局経営企画部にあつては、総合支局内の予算に関する事務を併せて処理する。
4 局内の人事に関すること。		○		○	広域振興局総務部にあつては、総合支局内の人事に関する事務を併せて処理する。
5 局内の経理及び物品の管理に関すること。		○		○	広域振興局総務部にあつては、総合支局内の経理及び物品の管理に関する事務を併せて処理する。
6 所管区域内の出先機関の統括に関すること。	○			○	広域振興局経営企画部にあつては、総合支局の所管区域内の出先機関の統括に関する事務を併せて処理する。
7 局内のIMSの推進その他行政品質の向上に関すること。		○	○	○	
8 情報公開及び個人情報の連絡調整に関すること。		○	○	○	
9 局内の行政文書の管理に関すること。		○	○	○	
10 所管区域内の出先機関の厚生福利事業の総括に関すること。		○		○	広域振興局総務部にあつては、総合支局の所管区域内の出先機関の厚生福利事業の総括に関する事務を併せて処理する。
11 所管区域内の出先機関の厚生福利事業の実施に関すること。		○	○	○	
12 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札及び契約に関すること。		○		○	
13 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札に関すること。			○		
14 県営建設工事に関する関係機関との連絡に関すること。		○	○	○	
15 建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名並びに入札に関すること(他部等の主管に属するものを除く。)		○	○	○	
16 所管区域内の出先機関、岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第24条に規定する教育事務所、総合教育センター設置条例(昭和41年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立総合教育センター、生涯学習推進センター条例(平成8年岩手県条例第18号)に規定する岩手県立生涯学習推進センター、岩手県立図書館設置条例(平成17年岩手県条例第67号)に規定する岩手県立図書館、岩手県立学校設置条例(昭和32年岩手県条例第11号)第1条から第3条までに規定する高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年岩手県条例第25号)に規定する警察署(以下「出先機関等」という。)に係る収入金の収納(地区合同庁舎等を庁舎とする出先機関以外の出先機関等に係る収入金並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の直接収納を除く。)に関すること。		○	○	○	

17	出先機関等の収入についての収入報告及び収入決算報告に関すること。		○		○	
18	出先機関等の長が発する支出命令に係る支出負担行為の確認（旅費に関するものを除く。）及び支払に関すること。		○		○	
19	用品調達基金条例施行規則（昭和39年岩手県規則第17号）の規定による用品の購入及び払出しに関すること。		○		○	
20	用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入に係る入札又は見積書の徴収に関すること。			○		
21	物品の処分に関すること。		○		○	
22	出先機関等に係る給与の支給に係る帳票等の経由及び保管等に関すること。		○		○	盛岡地方振興局企画総務部を除く。
23	教育事務所所管の市町村立の小学校等に係る給与の支給に伴う帳票等の経由及び保管等に関すること。		○		○	盛岡地方振興局企画総務部を除く。
24	岩手県収入証紙の売渡し、交換、廃棄及び購入代金の還付に関すること。		○	○	○	
25	岩手県収入証紙の売りさばき所の変更及び増設の承認並びに廃止届の受理に関すること。		○	○	○	
26	出先機関等に係る支払についての支出計算証明及び支出決算報告に関すること。		○		○	
27	出先機関等の会計検査及び会計事務指導に関すること。		○		○	
28	別に定める指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に関すること。		○		○	
29	別に定める私人に委託した歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務の検査に関すること。		○		○	
30	出先機関等に係る歳入歳出外現金の払出しについての歳入歳出外現金等出納報告に関すること。		○	○	○	
31	複写機の賃貸借及び保守契約に関すること。		○		○	
32	広聴及び広報に関すること。	○		○	○	広域振興局経営企画部にあつては、広域振興圏域の広聴及び広報に関する事務を併せて処理する。
33	県政相談に関すること。	○		○	○	
34	陳情及び県民の要望の処理に関すること。	○		○	○	
35	市町村が行う広聴及び広報の連絡に関すること。	○		○	○	
36	報道機関との連絡に関すること。	○		○	○	
37	市町村及び関係団体との連絡調整に関すること。	○		○	○	
38	市町村が設立する土地開発公社に関すること。	○			○	
39	社会貢献活動の促進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。			○	○	
40	コミュニティ対策に関すること。	○			○	
41	特定非営利活動法人に関すること。			○	○	
42	生活文化に関すること。			○	○	
43	国際交流及び国際協力に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。			○	○	
44	一般旅券発給申請に基づく書類の受付、一般旅券の交付並びに失効旅券の消印及び還付に関すること。			○	○	盛岡地方振興局企画総務部を除く。
45	地域活性化事業調整費に関すること。	○		○	○	広域振興局経営企画部にあつては、地域活性化事業調整費に関する総括に関する事務を処理する。
46	市町村総合補助金に関すること。	○		○	○	広域振興局経営企画部にあつては、市町村総合補助金に関する総括に関する事務を処理する。
47	消費者施策に関すること。			○	○	
48	消費者に対する金融の広報に関すること。			○	○	
49	物価対策に関すること。			○	○	
50	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関すること。			○	○	
51	国民生活安定緊急措置に関すること。			○	○	
52	家庭用品品質表示に関すること。			○	○	

53	消費生活用製品安全に関すること。			○	○	
54	交通安全対策に関すること。	○			○	
55	青少年の環境浄化に関すること。			○	○	
56	少年センターに関すること。			○	○	
57	男女共同参画の推進に関すること。	○			○	
58	産業の振興に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○			○	
59	産業振興に係る連絡調整及び情報収集に関すること。			○		
60	商工施策に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該施策の普及に関すること。	○			○	
61	商工会、商工会議所、中小企業等協同組合その他商工団体に関すること。	○			○	
62	中小企業金融に関すること。	○			○	
63	貸金業に関すること。	○			○	
64	新産業の創出に関すること。	○				
65	中小企業の経営の支援に関すること。	○				
66	観光の振興及び宣伝に関すること。	○			○	
67	観光施設の整備、維持及び管理に関すること。	○			○	
68	家族旅行村の管理に関すること。				○	
69	物産の流通改善及び販路拡大に関すること。	○			○	
70	労働組合及び労働関係の調整に関すること。	○			○	
71	労働相談に関すること。	○		○	○	
72	労働教育に関すること。	○			○	
73	労働福祉に関すること。	○			○	
74	労働関係の調査その他情報収集に関すること。	○		○	○	
75	地域雇用に関すること。	○			○	
76	地域雇用に係る相談に関すること。			○		
77	職業能力開発の促進に関すること。	○			○	
78	職業訓練法人の指導監督に関すること。	○			○	
79	農林水産物のマーケティングの企画に関すること。	○				
80	農村漁村滞在型余暇活動の推進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○				
81	宗教法人に関すること。			○	○	○
82	防災対策の連絡調整に関すること。			○	○	○
83	火薬類の取締り及び高圧ガスの保安に関すること。			○		○
84	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。			○		○
85	ガス用品の販売の事業に関すること。			○		○
86	電気工事業の業務の適正化及び電気用品の安全に関すること。			○		○

大船渡地方振興局企画総務部にあつては釜石地方振興局企画総務部が、二戸地方振興局企画総務部にあつては久慈地方振興局企画総務部が分掌する事務を処理する。

大船渡地方振興局企画総務部にあつては釜石地方振興局企画総務部が、二戸地方振興局企画総務部にあつては久慈地方振興局企画総務部が分掌する事務を処理する。

大船渡地方振興局企画総務部にあつては釜石地方振興局企画総務部が、二戸地方振興局企画総務部にあつては久慈地方振興局企画総務部が分掌する事務を処理する。

大船渡地方振興局企画総務部にあつては釜石地方振興局企画総務部が、二戸地方振興局企画総務部にあつては久慈地方振興局企画総務部が分掌する事務を処理する。

87 国民保護の連絡調整に関すること。		○	○	○	
88 局内他部等の連絡に関すること。		○	○	○	
89 局内他部等の主管に属しないこと。		○	○	○	

備考1 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌する部」欄のそれぞれ該当する部の欄に○印のあるものを分掌するものとする。

2 広域振興局地域支援課は、37の項、39の項、41の項から53の項まで、55の項及び56の項に掲げる事務を処理するものとする。

3 この表に掲げるもののほか、広域振興局総務部及び地方振興局企画総務部においては、所管区域内に所在する食肉衛生検査所、家畜保健衛生所及び中央農業改良普及センターに係る歳入歳出予算の収入支出事務に関する事務を処理するものとする。

2 広域振興局保健福祉環境部、総合支局保健福祉環境部及び地方振興局保健福祉環境部の分掌事務（第20条の5、第20条の13、第24条関係）

分掌事務	分掌する部			備考
	広域振興局保健福祉環境部	総合支局保健福祉環境部	地方振興局保健福祉環境部	
1 地域の保健福祉及び環境の施策の推進に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。	○	○	○	
2 総合支局が行う事務の調整に関すること。	○			
3 社会福祉統計に関すること。	○	○	○	
4 動物の愛護及び管理に関すること。	○	○	○	
5 ひとにやさしいまちづくりの推進に関すること（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）。	○	○	○	
6 民生委員に関すること。	○	○	○	
7 社会福祉協議会に関すること。	○		○	
8 災害救助に関すること。	○	○	○	
9 生活保護に関すること。	○		○	
10 遺族国債等の担保貸付け又は買上げに関すること。	○	○	○	
11 社会福祉事業の指導監督に関すること。	○		○	
12 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること。	○		○	
13 老人の福祉に関すること。	○	○	○	
14 介護保険に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。	○		○	
15 身体障害者の福祉に関すること。	○	○	○	
16 知的障害者の福祉に関すること。	○	○	○	
17 精神障害者の福祉に関すること。	○	○	○	
18 心身障害者扶養共済制度に関すること。	○	○	○	
19 児童の福祉に関すること。	○	○	○	
20 児童委員に関すること。	○	○	○	
21 婦人の保護更生に関すること。	○	○	○	
22 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。	○	○	○	
23 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。	○	○	○	
24 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。	○		○	
25 飲食物品の品質表示の適正化に関すること。	○	○	○	
26 採石業及び砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものを除く。）の指導監督に関すること。	○	○	○	
27 公害の防止に関すること。	○	○	○	
28 化学物質対策に関すること。	○	○	○	
29 下水道、廃棄物の処理及び清掃に関すること。	○	○	○	
30 使用済自動車の再資源化等に関すること。	○	○	○	
31 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。	○	○	○	
32 希少野生動植物の保護に関すること。	○	○	○	
33 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域の保全に関すること。	○	○	○	

34 国定公園の保護に関すること。	○	○	○	
35 県立自然公園の保護に関すること。	○	○	○	
36 温泉に関すること。	○	○	○	
37 大規模開発行為の届出に関すること。	○	○	○	
38 保健所との連絡調整に関すること。	○	○	○	
39 その他保健福祉及び環境に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。	○	○	○	

備考 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌する部」欄のそれぞれ該当する部の欄に○印のあるものを分掌するものとする。

3 広域振興局農林部、総合支局農林部並びに地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部及び林務事務所の分掌事務（第 20 条の 6、第 20 条の 14、第 25 条―第 28 条、第 34 条、第 94 条関係）

分掌事務	分掌する部						備考
	広域振興局農林部	総合支局農林部	地方振興局農政部	地方振興局林務部	地方振興局農林部	地方振興局水産部	
1 地域農政施策の推進に関すること。	○	○	○		○		
2 総合支局が行う事務の調整に関すること。	○						
3 農作物生産、養蚕及び畜産の奨励に関すること。	○	○	○		○		
4 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業共済組合の指導監督に関すること。	○		○		○		
5 農業金融に関すること。	○	○	○		○		
6 農業倉庫に関すること。	○		○		○		
7 農産物の流通及び消費宣伝に関すること。	○	○	○		○		
8 卸売市場に関すること。	○	○	○		○	○	
9 家畜市場及び家畜商に関すること。	○	○	○		○		
10 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること（保健福祉環境部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○	○	○		
11 農産物の加工の振興に関すること。	○	○	○		○		
12 農産物の流通の改善及び価格安定対策に関すること。	○	○	○		○		
13 中山間地域の農業の活性化の推進に関すること。	○	○	○		○		
14 農業経営基盤の強化の推進に関すること。	○	○	○		○		
15 経営構造対策事業の推進に関すること。	○	○	○		○		
16 山村振興等対策事業の推進に関すること。	○	○	○		○		
17 農業振興地域の整備の推進に関すること。	○	○	○		○		
18 農地等の権利移動及び転用の制限その他農地関係の調整に関すること。	○	○	○		○		
19 農業委員会の指導監督に関すること。	○	○	○		○		
20 自作農の創設及び維持に関すること。	○	○	○		○		
21 国有農地等及び開拓財産の管理及び処分に関すること。	○	○	○		○		
22 農山漁村滞在型余暇活動の推進に関すること。	○	○	○		○		
23 肥料の取締りに関すること。	○	○	○		○		
24 農業担い手の育成及び確保に関すること。	○	○	○		○		
25 農業生産組織の育成に関すること。	○	○	○		○		
26 農業団地の育成に関すること。	○	○	○		○		
27 農業就業構造の改善の推進に関すること。	○	○	○		○		
28 土地改良区その他土地改良事業団体の指導監督に関すること。	○	○	○		○		
29 県営土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること（土木部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○		
30 団体営土地改良事業、国営土地改良事業等の推進に関すること。	○	○	○		○		
31 農業基盤整備資金に関すること。	○	○	○		○		
32 土地改良事業の償還対策に関すること。	○	○	○		○		
33 小規模農業農村整備事業に関すること。	○	○	○		○		
34 土地改良事業の換地に関すること。	○	○	○		○		
35 農業農村整備事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。	○	○	○		○		
36 農村環境整備の推進に関すること（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○		

37	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。	○	○	○		○		
38	農地の保全に関すること（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○		
39	土地改良財産の管理及び処分に関すること（土木部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○		
40	農業生産総合対策の推進に関すること。	○	○	○		○		
41	農業機械関係事業の推進に関すること。	○	○	○		○		
42	水田農業の構造改革に関すること。	○	○	○		○		
43	市町村酪農及び肉用牛生産近代化計画の認定及び変更の認定に関すること。	○	○	○		○		
44	畜産団地の育成に関すること。	○	○	○		○		
45	北上山系地域及び奥羽山系地域の広域農業開発事業に関すること。	○	○	○		○		
46	草地の維持管理の指導監督に関すること。	○	○	○		○		
47	草地の造成及び改良に関すること。	○	○	○		○		
48	飼料に関すること（家畜保健衛生所の主管に属するものを除く。）。	○	○	○		○		
49	畜産経営環境保全に関すること。	○	○	○		○		
50	家畜及び畜産物の流通の改善及び価格安定対策に関すること。	○	○	○		○		
51	家畜の貸付け及び改良に関すること。	○	○	○		○		
52	家畜保健衛生所との連絡調整に関すること。	○	○	○		○		
53	防衛施設周辺の生活環境等の障害防止の事業に関すること。			○				盛岡地方振興局農政部に限る。
54	地域の農林水産業施策の調整に関すること。			○				宮古地方振興局農政部に限る。
55	地域の林業施策の推進に関すること。	○	○			○	○	
56	森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の指導監督に関すること。	○				○	○	
57	林業金融に関すること。	○	○			○	○	
58	いわての森林づくり県民税による森林環境保全施策に関すること。	○	○			○	○	
59	木材及び特用林産物の生産、加工及び利用に関すること。	○	○			○	○	
60	林業技術の普及及び林業経営の改善指導に関すること。	○	○			○	○	
61	強い林業・木材産業づくり交付金事業の推進に関すること。	○	○			○	○	
62	入会林野等の整備の推進に関すること。	○	○			○	○	
63	林業労働力対策の推進に関すること。	○	○			○	○	
64	林業用種苗に関すること。	○	○			○	○	
65	間伐事業の推進に関すること。	○	○			○	○	
66	県有林の整備、管理及び処分に関すること。	○	○			○	○	
67	森林公園に関すること（自然保護課の主管に属するものを除く。）。	○	○			○	○	
68	森林病虫害等防除に関すること。	○	○			○	○	
69	森林国営保険に関すること。	○	○			○	○	
70	森林火災予防に関すること。	○	○			○	○	
71	森林計画制度に関すること。	○	○			○	○	
72	森林施業のための土地の使用等に関すること。	○	○			○	○	
73	保安林に関すること。	○	○			○	○	
74	森林における開発行為に関すること。	○	○			○	○	
75	治山事業に関すること。	○	○			○	○	
76	林野地すべり防止事業に関すること。	○	○			○	○	
77	治山施設の災害復旧事業に関すること。	○	○			○	○	
78	地域の水産業施策の推進に関すること。						○	
79	漁業災害調査に関すること。						○	
80	漁業関係法令の励行に関すること。						○	
81	漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会の指導監督に関すること。	○					○	
82	水産金融に関すること。						○	
83	水産物の流通の振興に関すること。						○	
84	水産物の消費及び宣伝に関すること。						○	
85	水産業改良普及に関すること。						○	
86	漁業担い手の確保及び育成に関すること。						○	
87	漁業共済に関すること。						○	

88	水産加工の振興に関する事。						○	
89	沿岸漁業構造改善事業に関する事。						○	
90	漁場環境の保全及び漁業系廃棄物に関する事（保健福祉環境部の主管に属するものを除く。）。						○	
91	水産資源の保護及びつくり育てる漁業の推進に関する事。						○	
92	内水面漁業の振興に関する事。	○	○	○		○	○	水産部が置かれる地方振興局の農政部及び農林部を除く。
93	漁業の許可及び指導に関する事。						○	
94	漁業調整に関する事。						○	
95	漁船に関する事。						○	
96	漁業権に関する事。						○	
97	遊漁及び海面利用の調整に関する事。						○	
98	水産基盤の整備に関する事。						○	
99	漁港の管理に関する事。						○	
100	種市漁港海岸休養施設の管理に関する事。						○	久慈地方振興局水産部に限る。
101	漁港区域内における公有水面の埋立てに関する事。						○	
102	漁港漁場整備事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関する事。						○	
103	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得に関する事（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）。						○	
104	市町村が行う補助工事の指導監督に関する事（土木部及び土木事務所の主管に属するものを除く。）。						○	
105	建設事業の執行に伴う土地等の取得及び補償に関する事。	○	○	○	○	○		
106	その他農林水産業の振興に関する事。	○	○	○	○	○	○	

備考 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌する部」欄のそれぞれ該当する部の欄に○印のあるものを分掌するものとする。

4 広域振興局土木部、総合支局土木部並びに地方振興局土木部及び土木事務所の分掌事務（第20条の7、第20条の15、第29条、第36条関係）

分掌事務	分掌する部			備考
	広域振興局土木部	総合支局土木部	地方振興局土木部	
1 地域の住宅及び土木施策の推進に関する事。	○	○	○	
2 総合支局が行う事務の調整に関する事。	○			
3 道路、河川、港湾、空港、海岸（他部等の主管に属するものを除く。以下5の項において同じ。）、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事並びに都市計画、下水道、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び土砂災害警戒区域等の土砂災害防止に係る建設工事に関する事。	○	○	○	
4 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の建設工事に係る設計及び積算に関する事。			○	盛岡地方振興局土木部に限る。
5 道路、都市公園、河川、港湾、海岸、県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の管理並びに砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止のために必要な管理に関する事。	○	○	○	
6 公有地の拡大の推進に関する事（土木部及び土木事務所の主管に属するものに限る。）。	○			
7 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関する事。	○	○	○	
8 土地改良財産の管理及び処分に関する事（土木部の主管に属するものに限る。）。	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する。
9 高速自動車国道用地に係る受託業務の実施に関する事。		○		花巻総合支局土木部に限る。

10	土木事業等の執行に伴う土地等の取得及び補償に関すること。	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する（農道及び林道の整備に係るものに限る。）。
11	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地の先行取得に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○	
12	市町村が行う補助工事の指導監督に関すること（水産部の主管に属するものを除く。）。	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する（林道の整備に係るものに限る。）。
13	建設業者の許可及び指導監督並びに経営事項の審査に関すること。	○	○	○	
14	浄化槽工事業者の登録及び指導監督並びに特例浄化槽工事業者の届出に関すること。	○	○	○	
15	建設工事統計に関すること。	○	○	○	
16	建設工事に係る資材の再資源化等の促進に関すること。	○	○	○	
17	県営土地改良事業の調査、計画及び実施に関すること（土木部の主管に属するものに限る。）。	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する。
18	民有林林道事業に関すること。	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する。
19	林道の災害復旧事業に関すること。	○	○	○	宮古地方振興局土木部にあっては、岩泉土木事務所が分掌する事務を処理する。
20	砂利採取業（河川において砂利の採取を行うものに限る。）の指導監督に関すること。	○	○	○	
21	公有水面（漁港区域内に係るものを除く。）の埋立てに関すること。	○	○	○	
22	水防に関すること。	○	○	○	
23	都市計画及び都市計画事業の指導監督に関すること。	○	○	○	
24	都市計画制限に関すること。	○	○	○	
25	駐車場に関すること。	○	○	○	
26	土地区画整理事業の推進指導に関すること。	○	○	○	
27	土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の制限に関すること。	○	○	○	
28	新住宅市街地開発事業により造成された造成宅地等に関する権利の処分の制限に関すること。	○	○	○	
29	景観形成に関すること。	○	○	○	
30	屋外広告物の取締りに関すること。	○	○	○	
31	汚水処理の企画及び調整並びに推進に関すること。	○	○	○	
32	市町村の公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽の整備に関すること。	○	○	○	
33	市町村の公営住宅等の用途廃止に係る審査に関すること。	○	○	○	
34	住宅金融公庫融資住宅の工事の審査に関すること。	○	○	○	
35	建築士事務所の登録及び指導監督に関すること。	○	○	○	
36	宅地建物取引業者の免許及び指導監督に関すること。	○	○	○	
37	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に関すること。	○	○	○	
38	被災建築物の応急危険度判定に関すること。	○	○	○	
39	公共的施設のひとにやさしいまちづくりの推進に関すること。	○	○	○	
40	宅地造成の許可及び指導監督に関すること。	○	○	○	
41	事業計画のある道路の指定及び道路の位置の指定に関すること。	○	○	○	
42	港湾統計に関すること。	○	○	○	

備考 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌する部」欄のそれぞれ該当する部の欄に○印のあるものを分掌するものとする。

5 広域振興局税務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部及び税務部の分掌事務（第20条の8、第20条の12、第22条、第30条関係）

分掌事務	分掌する部				備考
	広域振興局税務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	地方振興局税務部	
1 総合支局が行う事務の調整に関すること。	○				
2 県税及びこれに附帯する収入金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。	○	○	○	○	税務部が置かれる地方振興局の企画総務部を除く。
3 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。	○	○	○	○	税務部が置かれる地方振興局の企画総務部を除く。
4 納税証明に関すること。	○	○	○	○	税務部が置かれる地方振興局の企画総務部を除く。

備考 「分掌事務」欄に掲げる事務のうち、「分掌する部」欄のそれぞれ該当する部の欄に○印のあるものを分掌するものとする。

改正前				改正後			
別表第3 環境生活部に属する出先機関の課（第40条、第94条関係）				別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条、第94条関係）			
出先機関		課		出先機関		課	
岩手県立県民生活センター		消費生活課 相談指導課		[略]		[略]	
別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条、第94条関係）				別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び科（第55条、第94条関係）			
出先機関	事務局及び部	課	科	出先機関	事務局及び部	課	科
[略]				[略]			
岩手県花巻保健所		企画環境課		岩手県花巻保健所		管理福祉課	
岩手県大船渡保健所		福祉課		岩手県北上保健所		環境課	
		保健衛生課				保健衛生課	
岩手県北上保健所		企画管理課		岩手県奥州保健所		管理課	
岩手県宮古保健所		福祉課				長寿社会課	
岩手県久慈保健所		保健衛生課				福祉課	
		環境課				指導監査課	
						環境課	
						保健衛生課	
岩手県水沢保健所		企画管理課		岩手県一関保健所		管理福祉課	
岩手県一関保健所		福祉課				保健課	
岩手県二戸保健所		保健課				衛生環境課	
		衛生環境課		岩手県大船渡保健所		企画環境課	
岩手県釜石保健所		企画管理課				福祉課	
		福祉課				保健衛生課	
		保健衛生課		岩手県釜石保健所		企画管理課	
		環境課		岩手県宮古保健所		福祉課	
遠野支所		保健福祉環境課		岩手県久慈保健所		保健衛生課	
						環境課	
[略]				岩手県二戸保健所		企画管理課	
						福祉課	
						保健課	
						衛生環境課	
[略]				[略]			

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部、課及び科
(第62条、第94条関係)

出先機関	事務局及び部	課	科
岩手県工業技術集積支援センター	技術移入支援部		
	地場産業育成部		
岩手県工業技術センター	総務部		
	計量検定部		
	企画デザイン部		
	電子機械技術部		
	環境技術部		
	材料技術部		
	醸造技術部		
	食品技術部		
岩手県先端科学技術研究センター	[略]		
[略]			

別表第6 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科 (第78条、第94条関係)

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県林業技術センター	[略]		
	企画指導部		
岩手県水産技術センター	[略]		
	増養殖部		
	種苗開発部		
	漁場保全部		
岩手県内水面水産技術センター	開発部		
	魚病部		
[略]			

別表第7 県土整備部に属する出先機関の課 (第81条、第94条関係)

出先機関	課
北上川上流流域下水道事務所	総務課 工務課
[略]	

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせ、若しくは委託している公の施設 (第91条関係)

名称	位置
岩手県立国際交流プラザ	[略]
[略]	
いわてリハビリテーションセンター	[略]
岩手県立好地荘	花巻市
岩手県立松山荘	[略]
岩手県立福祉の里センター	[略]
岩手県立松寿荘	岩手郡雫石町
岩手県立みたけ学園	岩手郡滝沢村
岩手県立たばしね学園	奥州市
岩手県立点字図書館	盛岡市
岩手県立中山の園	二戸郡一戸町
岩手県立松風園	花巻市
岩手県立みたけの園	岩手郡滝沢村
岩手県立やさわの園	花巻市

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部、課及び科
(第62条、第94条関係)

出先機関	事務局及び部	課	科
岩手県先端科学技術研究センター	[略]		
[略]			

別表第6 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科 (第78条、第94条関係)

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県林業技術センター	[略]		
	企画研修部		
岩手県水産技術センター	[略]		
	増養殖部		
	漁場保全部		
[略]			

別表第7 県土整備部に属する出先機関の課 (第81条、第94条関係)

出先機関	課
北上川上流流域下水道事務所	総務課 管理課 工務課
[略]	

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設 (第91条関係)

名称	位置
県民活動交流センター	[略]
[略]	
いわてリハビリテーションセンター	[略]
岩手県立松山荘	[略]
岩手県立福祉の里センター	[略]
岩手県立視聴覚障害者情報センター	盛岡市

ふれあいランド岩手	[略]
岩手県立和光学園	盛岡市
いわてこどもの森	[略]
[略]	

別表第 10 附属機関（第 93 条関係）

[略]

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県商工観光審議会	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(主要農作物種子法の実施に関する規則の一部改正)
- 主要農作物種子法の実施に関する規則（昭和 27 年岩手県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(種子審査員の任命) 第 7 条 知事は、法第 4 条第 4 項の規定による審査を行う技術吏員を次に掲げる者のうちから種子審査員として任命する。 (1) <u>専門技術員又は改良普及員</u> (2)・(3) [略]	(種子審査員の任命) 第 7 条 知事は、法第 4 条第 4 項の規定による審査を行う技術吏員を次に掲げる者のうちから種子審査員として任命する。 (1) <u>農業普及員</u> (2)・(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農業大学校条例施行規則の一部改正)

- 農業大学校条例施行規則（昭和 56 年岩手県規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設利用の対象者) 第 28 条 条例第 15 条の規則で定める者は、次に掲げる者で、1 年以内の研究又は研修を希望するものとする。 (1) [略] (2) 研修の場合 ア [略] イ <u>改良普及員等農業又は農山漁家生活に関連する業務に従事する者</u>	(施設利用の対象者) 第 28 条 条例第 15 条の規則で定める者は、次に掲げる者で、1 年以内の研究又は研修を希望するものとする。 (1) [略] (2) 研修の場合 ア [略] イ <u>農業普及員等農業又は農山漁家生活に関連する業務に従事する者</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

ふれあいランド岩手	[略]
いわてこどもの森	[略]
[略]	

別表第 10 附属機関（第 93 条関係）

[略]

条例によるもの

名称	所掌事務
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県障害者介護給付等不服審査会	岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成 18 年岩手県条例第 16 号） 第 1 条の規定により、市町村の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に関すること。
岩手県商工観光審議会	[略]
[略]	